

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」

# 全国市区町村スポーツ少年団実態調査 報告書



2014年3月

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団

〔共同研究者 公益財団法人笹川スポーツ財団〕

<b>1. はじめに</b> .....	<b>3</b>
<b>2. 調査の概要</b> .....	<b>4</b>
(1) 調査の目的 .....	4
(2) 調査対象 .....	4
(3) 調査方法 .....	4
(4) 調査内容 .....	4
(5) 調査期間 .....	4
<b>3. 要約</b> .....	<b>5</b>
<b>4. 調査結果</b> .....	<b>6</b>
<b>1. 市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営</b> .....	<b>6</b>
(1) 登録単位団数 .....	6
(2) 登録団員数 .....	6
(3) 登録指導者数 .....	7
(4) 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場 .....	7
(5) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所 .....	8
(6) 登録団・団員・指導者数（事務所の設置場所別） .....	8
(7) 市区町村体育協会の法人格の有無 .....	9
(8) 市区町村体育協会の法人格の種類 .....	9
(9) 事務作業担当者 .....	10
(10) 事務作業担当者の雇用形態（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者） .....	10
(11) 事務作業担当者の人数（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者） .....	11
(12) 事務作業担当者の人数（計）（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者） .....	11
(13) 役員の役職や立場 .....	12
(14) 役員的人数 .....	13
(15) 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取り .....	14
(16) 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告 .....	15
(17) スポーツ少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無 .....	16
(18) スポーツ少年団を社会教育団体と位置付けている規定 .....	16
<b>2. 市区町村スポーツ少年団の取組み</b> .....	<b>17</b>
(1) 育成母集団の連絡協議会等設置の有無 .....	17
(2) スポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無 .....	17
(3) 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関 .....	18
(4) 障害のある子どもの活動参加の取組み .....	18
(5) 総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無 .....	19
(6) 日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無 .....	20
(7) 事業内容 .....	21
(8) 実施事業への人的援助の有無 .....	22
(9) 実施事業への人的援助の有無（計） .....	23

<b>3. 市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化</b> .....	24
(1) 「平成の大合併」での市町村合併有無 .....	24
(2) 市町村合併の時期 .....	24
(3) 合併前後の行政等による人的支援の状況 .....	25
(4) 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況（合併のなかった自治体） .....	25
<b>4. 過去 10 年間の補助金額等の変化</b> .....	
(1) 行政からの補助金・助成金（平成 14 年度） .....	26
(2) 行政からの補助金・助成金（平成 24 年度） .....	26
(3) 行政からの補助金・助成金の変化 .....	27
(4) 行政からの補助金・助成金の変化（市町村合併の有無別） .....	28
(5) 市町村合併前と現在の行政からの補助金・助成金の増減 .....	28
(6) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 14 年度） .....	29
(7) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 24 年度） .....	29
(8) 公共施設・設備の使用料減免措置の変化 .....	30
<b>5. まとめ</b> .....	<b>31</b>
<b>6. 調査票</b> .....	<b>33</b>

## 1. はじめに

---

日本スポーツ少年団は1962年に創設され、2012年に設立50周年を迎えたわが国最大の青少年スポーツ団体である。創設当時の団数は22団、団員数は753人であったが、2012年度の登録状況は、団数35,305団、団員数807,631人であり、小学生の1割が登録するまでに拡大した。2012年度の全国の設置市区町村数は1,564であり、全市区町村の9割に市区町村スポーツ少年団が設置されている。

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で組織化され、市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は、直接的・間接的に単位団および団員、指導者、育成母集団を支援している。

スポーツ少年団は体育協会や教育委員会と連携を図りながら活動を行っており、行政から人的・財政的に様々な支援を受けてきた。しかし近年では、市町村合併等の行政改革などの影響により、市区町村スポーツ少年団が行政からの支援を十分に受けられない状況や市区町村スポーツ少年団としての機能や活動の継続が困難である状況が指摘され、今後単位団の活動に影響が及ぶことも想定される。

日本スポーツ少年団では、第9次育成5か年計画のなかで、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な要素に関する調査を実施し、都道府県へ調査結果を公表することを明記した。そこで本調査では、全国の市区町村スポーツ少年団を対象とし、事務局組織や運営体制、市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化等の実態を把握することによって、今後、単位団活動を支える市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な方策の検討に資する資料とすることを目的とした。

## 2. 調査の概要

---

### (1) 調査の目的

全国市区町村スポーツ少年団の運営体制についての実態を把握することによって、スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化を図るための方策を検討する。

### (2) 調査対象

全国の市区町村スポーツ少年団 1,564 団  
有効回答数:1,076 団 (68.8%)

### (3) 調査方法

郵送配布、郵送・Fax・メール回収

### (4) 調査内容

1. 市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営
2. 市区町村スポーツ少年団の取組み
3. 市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化
4. 過去 10 年間の補助金額等の変化

### (5) 調査期間

平成 25 年(2013 年)12 月～平成 26 年(2014 年)1 月

### <研究体制・共同研究者>

本調査は、公益財団法人笹川スポーツ財団との共同研究により実施した。

笹川スポーツ財団	スポーツ政策研究所	主任研究員	澁谷茂樹
笹川スポーツ財団	スポーツ政策研究所	研究員	武長理栄

### 3. 要約

---

#### (1) 事務局体制

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所をみると、「教育委員会」(63.5%)が最も多く、次いで「市区町村体育協会」(20.7%)となっている(図表 2-1-5, p.8)。「教育委員会以外のスポーツ担当部署」(5.3%)や「市区町村スポーツ少年団の代表者の自宅・職場」(4.3%)はそれぞれ 5%前後であった。

**⇒市区町村スポーツ少年団事務局は、7割は行政が担っている**

#### (2) 行政からの事業に対する支援状況

平成 24 年度中になんらかの事業を実施したと回答した市区町村スポーツ少年団(947 団)について、実施した事業のうちひとつでも行政または体育協会からの人的援助(事務作業や事業等のサポート)があったかをみると、77.3%は「人的援助があった」と回答している(図表 2-2-9, p.23)。

**⇒事業に対する行政からの支援体制のある自治体が多い**

#### (3) 合併のあった自治体における行政の支援状況の変化

平成の大合併において、市町村合併があったと回答した市区町村スポーツ少年団(398 団)に市町村合併前と現在について、行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)の状況を尋ねたところ、「合併前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」が 51.3%で最も多い(図表 2-3-3, p.25)。また、『支援減少・なくなった』(「合併前から人的支援はあったが、合併を経て減った」+「合併前は人的支援があったが、合併を経てなくなった」)は 12.1%であった。

**⇒行政からの人的支援が合併後も継続している市区町村少年団は半数を占めるものの、合併により支援が減少した市区町村少年団は、1割強存在する**

#### (4) 合併のなかった自治体における行政の支援状況の変化

市町村合併がなかったと回答した市区町村スポーツ少年団(668 団)に平成 14 年度から平成 24 年度の 10 年間について、行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)が変化したかを尋ねたところ、「10 年前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」が 52.1%で最も多い(図表 2-3-4, p.25)。また、『支援減少・なくなった』(「10 年前から人的支援はあったが、現在は減った」+「10 年前は人的支援があったが、現在はなくなった」)は 12.6%であった。

**⇒合併のなかった自治体の市区町村スポーツ少年団における行政からの支援状況の変化は、合併のあった自治体と同様であり、合併による影響は限定的であると言える**

#### (5) 公共施設・設備の使用料減免措置の状況

平成 24 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置についてみると、「全額免除」が 50.8%、「一部免除」が 36.8%、「免除はない」が 11.4%であり、9割弱は免除を受けている(図表 2-4-7, p.29)。

**⇒9割の市区町村スポーツ少年団が公共施設の使用料の減免措置を受けている**

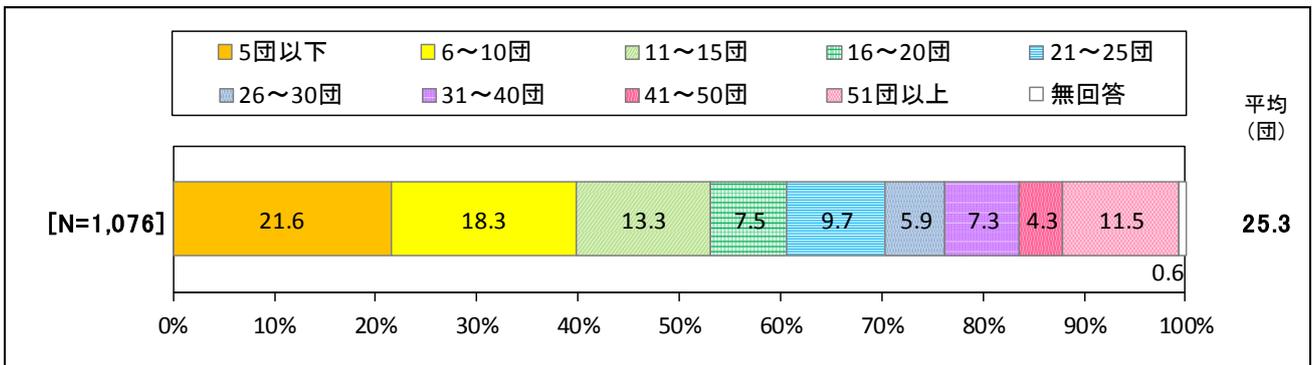
## 4. 調査結果

### 1. 市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営

#### (1) 登録単位団数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位スポーツ少年団(以下、単位団)の平成24年度登録数をみると、「5団以下」(21.6%)が最も多く、次いで「6～10団」(18.3%)、「11～15団」(13.3%)の順となっている(図表2-1-1)。登録単位団数15団以下の市区町村スポーツ少年団が半数強だが、「51団以上」も11.5%であり、平均では25.3団となっている。

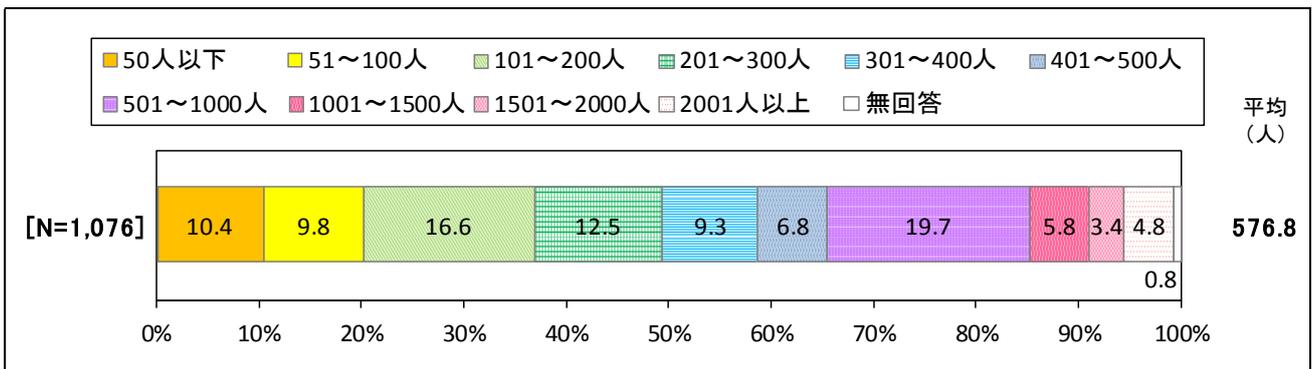
図表 2-1-1 平成24年度 登録単位団数



#### (2) 登録団員数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位団の平成24年度登録団員数をみると、「501～1000人」が19.7%を占め、平均では576.8人となっている(図表2-1-2)。次いで、「101～200人」(16.6%)、「201～300人」(12.5%)であり、市区町村スポーツ少年団の約半数は、登録団員数300人以下である。

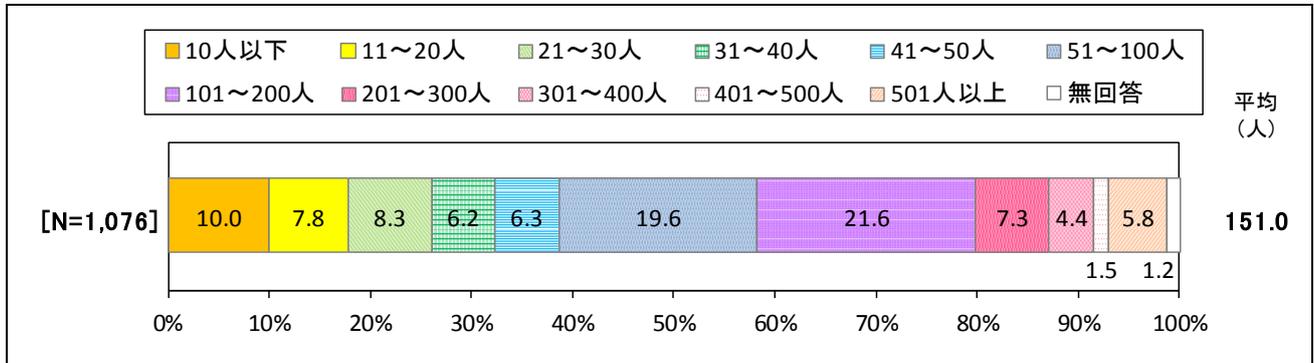
図表 2-1-2 平成24年度 登録団員数



### (3) 登録指導者数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位団の平成 24 年度登録指導者数をみると、「101～200 人」が 21.6%、「51～100 人」が 19.6%であり、平均では 151.0 人となっている(図表 2-1-3)。

図表 2-1-3 平成 24 年度 登録指導者数

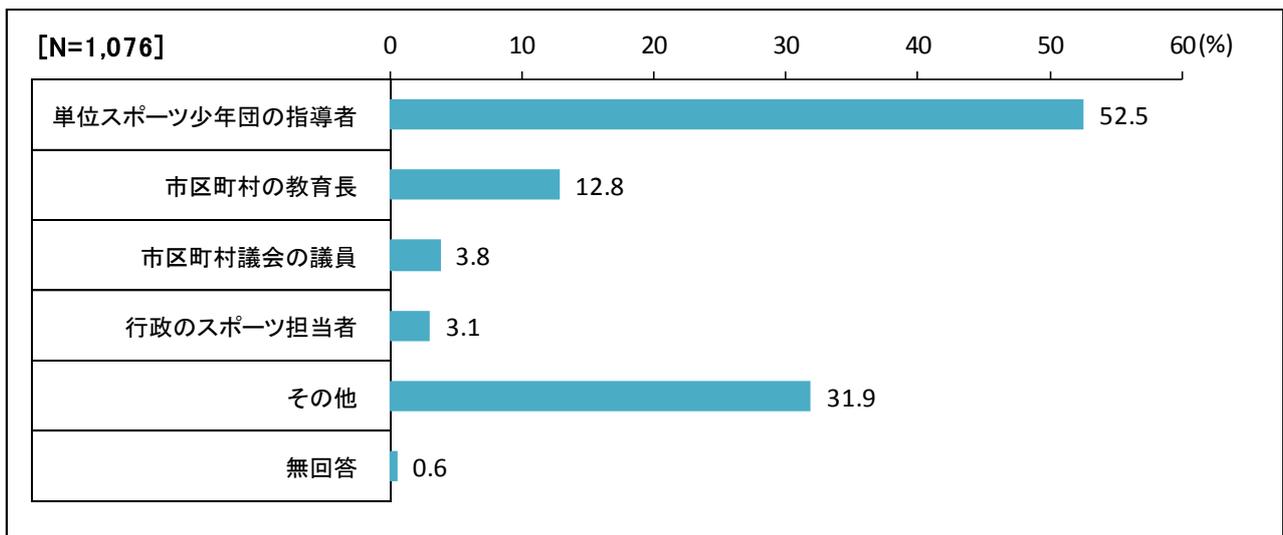


### (4) 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場

市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場をみると、「単位スポーツ少年団の指導者」(52.5%)が過半数を占め最も多い(図表 2-1-4)。次いで「市区町村の教育長」(12.8%)となっている。「市区町村議会の議員」(3.8%)と「行政のスポーツ担当者」(3.1%)は少数である。

「その他」が 31.9%となっているが、市区町村体育協会の関係者や都道府県議会議員、民間人などの回答がみられた。

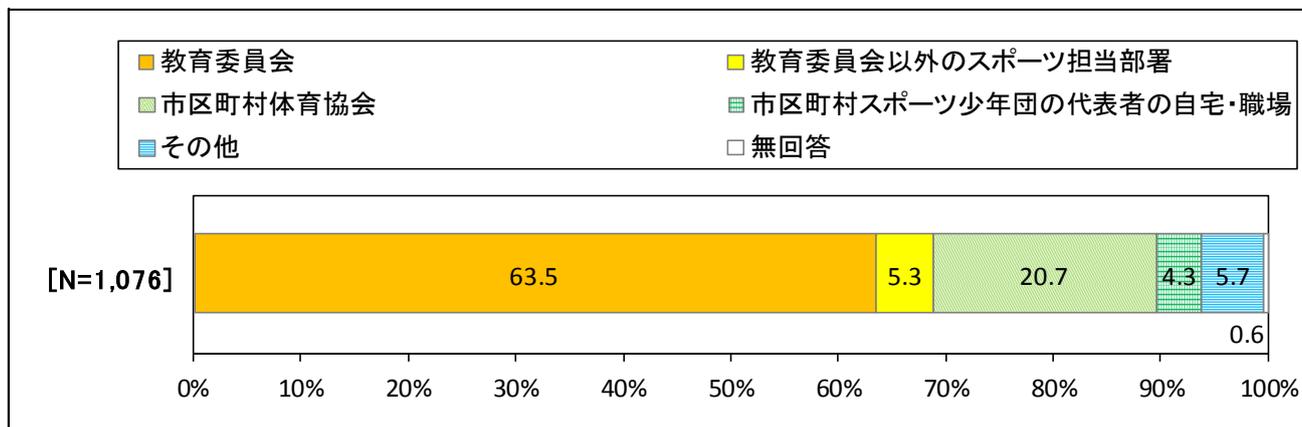
図表 2-1-4 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場(複数回答)



### (5) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所をみると、「教育委員会」(63.5%)が最も多く、次いで「市区町村体育協会」(20.7%)となっている(図表 2-1-5)。「教育委員会以外のスポーツ担当部署」(5.3%)や「市区町村スポーツ少年団の代表者の自宅・職場」(4.3%)はそれぞれ 5%前後である。

図表 2-1-5 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所



### (6) 登録団・団員・指導者数(事務所の設置場所別)

事務所の設置場所別に、各市区町村スポーツ少年団の平成 24 年度登録団数、登録団員数、指導者数をみると、教育委員会および代表者の自宅・職場に事務局が設置されている市区町村スポーツ少年団で、教育委員会以外のスポーツ担当部署や市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団よりも平均値が小さくなっている(図表 2-1-6)。市区町村体育協会に事務局が設置されている市区町村スポーツ少年団の平均登録団員数は 1,030.2 人と規模が大きい。

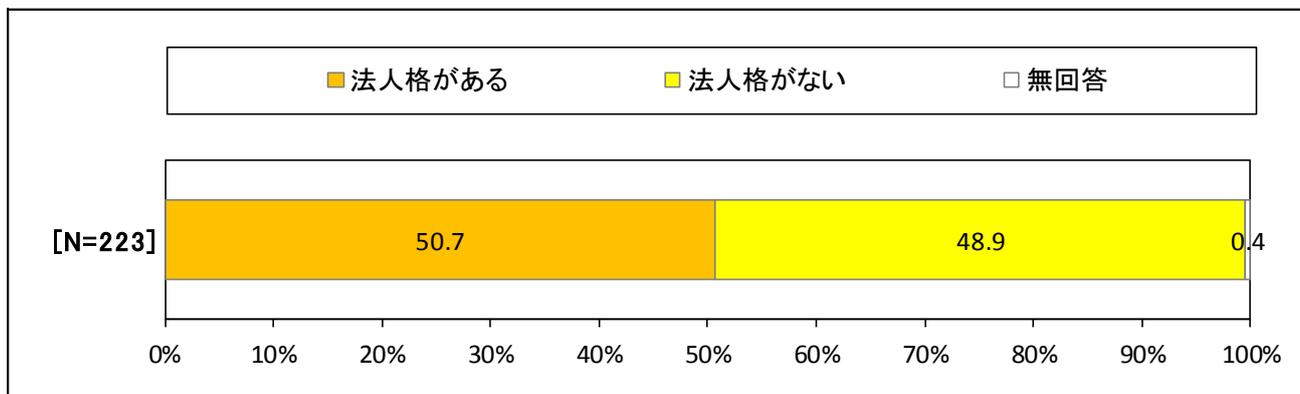
図表 2-1-6 平成 24 年度 登録団・団員・指導者数(事務所の設置場所別)

		平均			
		登録単位団数	登録団員数	登録指導者数	
全体	[N=1,076]	25.3	576.8	151.0	
事務局の設置場所	教育委員会	[N=683]	18.3	400.1	108.7
	教育委員会以外のスポーツ担当部署	[N=57]	38.0	854.2	278.2
	市区町村体育協会	[N=223]	43.2	1,030.2	242.3
	少年団の代表者の自宅・職場	[N=46]	16.6	408.2	108.6
	その他	[N=61]	32.3	743.3	208.7

### (7) 市区町村体育協会の法人格の有無

事務局が市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団(223 団)に、市区町村体育協会の法人格の有無を尋ねたところ、「法人格がある」が 50.7%、「法人格がない」が 48.9%となっており、二分されている(図表 2-1-7)。

図表 2-1-7 市区町村体育協会の法人格の有無

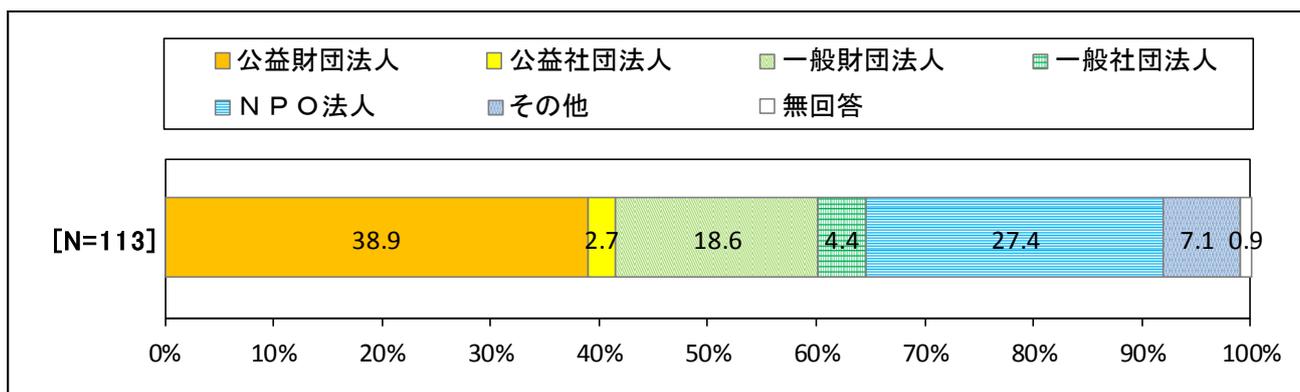


### (8) 市区町村体育協会の法人格の種類

事務局が法人格のある市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団(113 団)に、市区町村体育協会の法人格の種類を尋ねたところ、「公益財団法人」が 38.9%で最も多く、次いで「NPO 法人」(27.4%)、「一般財団法人」(18.6%)などとなっている。(図表 2-1-8)。

「公益財団法人」(38.9%)と「一般財団法人」(18.6%)の旧財団法人で 6 割弱を占めているが、「公益社団法人」(2.7%)と「一般社団法人」(4.4%)は合わせても 1 割未満である。

図表 2-1-8 市区町村体育協会の法人格の種類

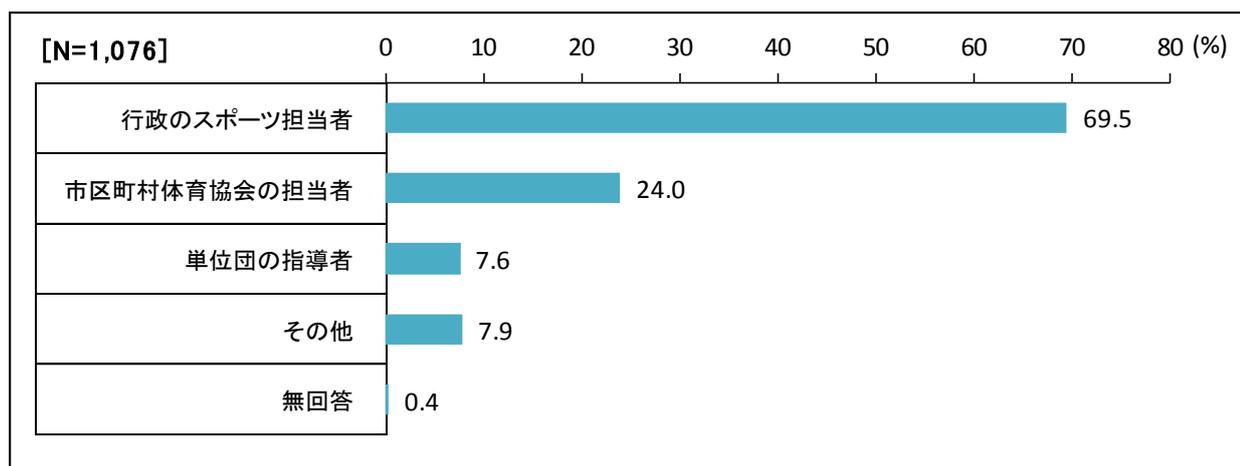


### (9) 事務作業担当者

各市区町村スポーツ少年団の事務作業担当者をみると、「行政のスポーツ担当者」が69.5%と多数を占めている(図表 2-1-9)。次いで「市区町村体育協会の担当者」が24.0%だが、「単位団の指導者」は7.6%にとどまる。

行政や市区町村体育協会に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団が合わせて9割である(図表 2-1-5 参照)ため、事務所を設置している場所の職員が事務作業も担当しているケースが多いと考えられる。

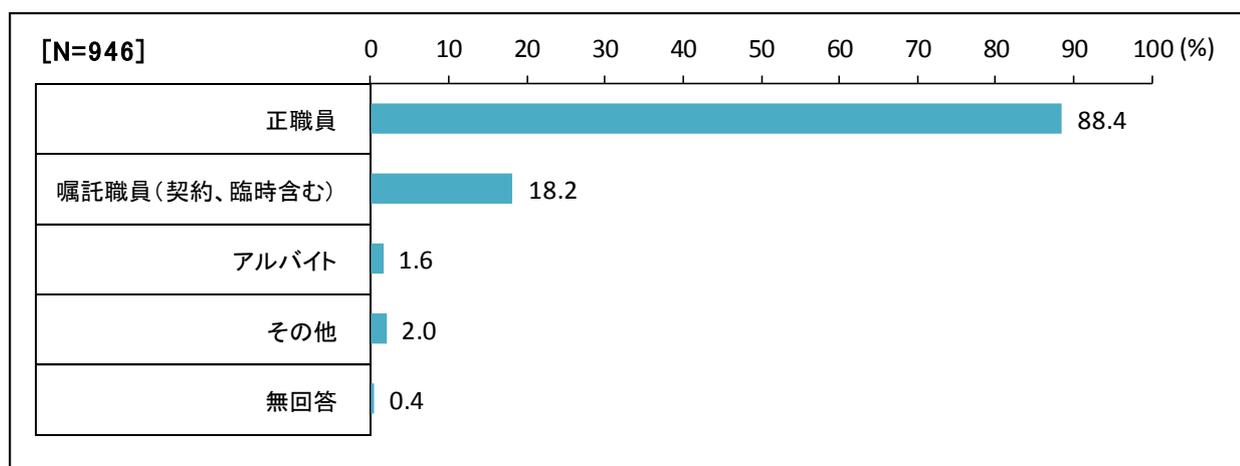
図表 2-1-9 事務作業担当者(複数回答)



### (10) 事務作業担当者の雇用形態 (行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団(946 団)に、事務作業担当者の雇用形態を尋ねたところ、「正職員」が88.4%で大多数を占めている(図表 2-1-10)。「嘱託職員(契約、臨時含む)」が18.2%であるが、「アルバイト」は1.6%とごく少数である。

図表 2-1-10 事務作業担当者の雇用形態(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)  
(複数回答)



(11) 事務作業担当者の人数（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団に、雇用形態別に人数を尋ねた。正職員が事務作業を担当している 836 団では、平均 1.5 人、嘱託職員が担当している 172 団では平均 1.2 人となっている(図表 2-1-11)。

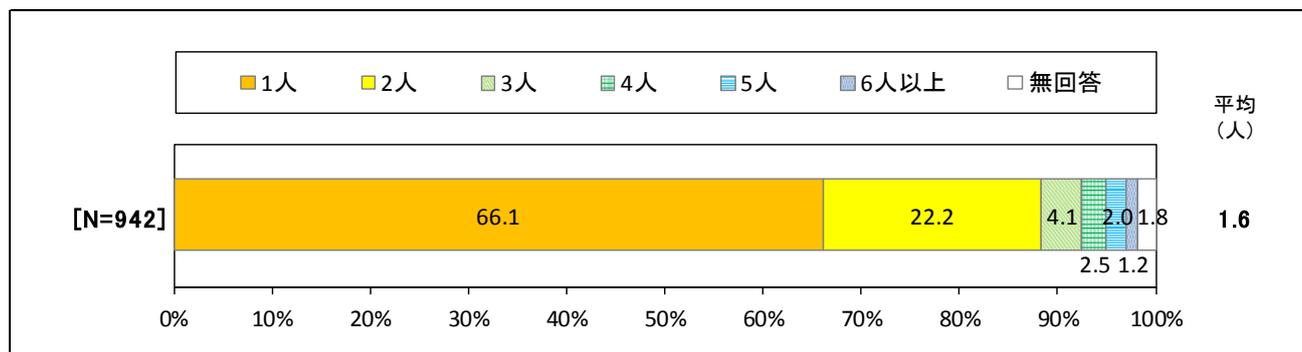
図表 2-1-11 事務作業担当者の人数(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)  
(雇用形態別)



(12) 事務作業担当者の人数（計）（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団のうち、雇用形態の回答のあった 942 団について、正職員、嘱託職員、アルバイト、その他の職員の人数を合算した。「1 人」で事務作業を担当している市区町村スポーツ少年団が 66.1%、「2 人」が 22.1%となっており、平均では 1.6 人である(図表 2-1-12)。

図表 2-1-12 事務作業担当者の人数(計)(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)

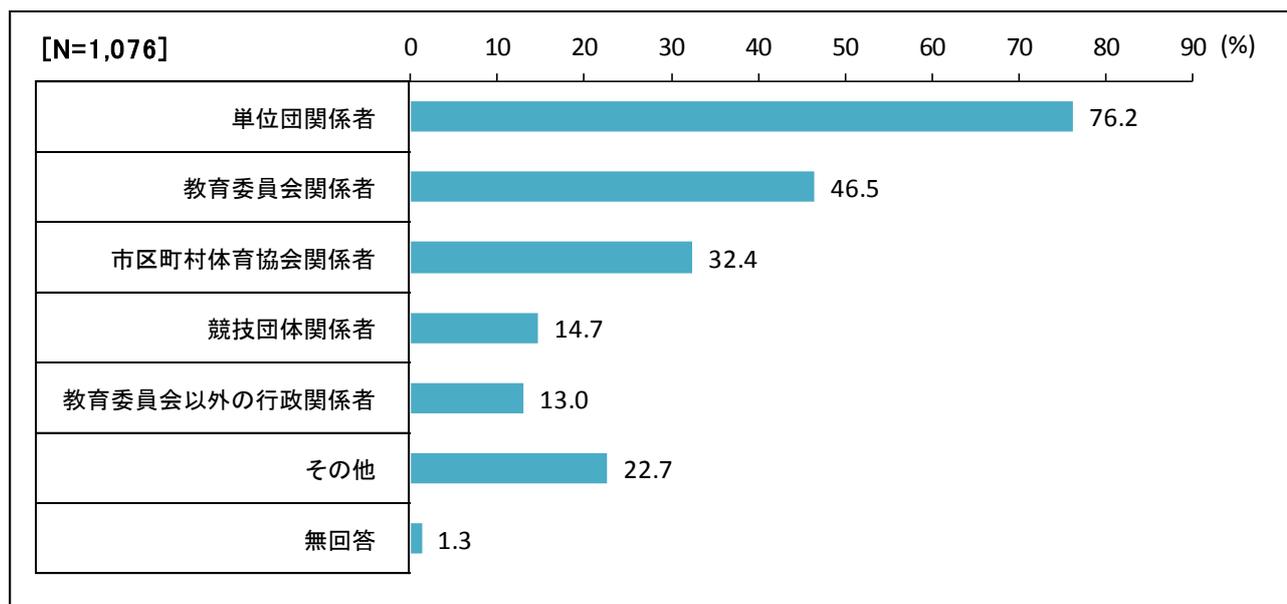


### (13) 役員の役職や立場

各市区町村スポーツ少年団の役員の役職や立場をみると、「単位団関係者」を役員として有している市区町村スポーツ少年団が最も多く、76.2%を占める(図表 2-1-13)。「教育委員会関係者」が 46.5%、「市区町村体育協会関係者」が 32.4%で続く。「競技団体関係者」は 14.7%、「教育委員会以外の行政関係者」は 13.0%と比較的少数である。

「その他」として、スポーツ推進委員、教員など学校関係者、学識経験者などの回答がみられる。

図表 2-1-13 役員の役職や立場 (複数回答)



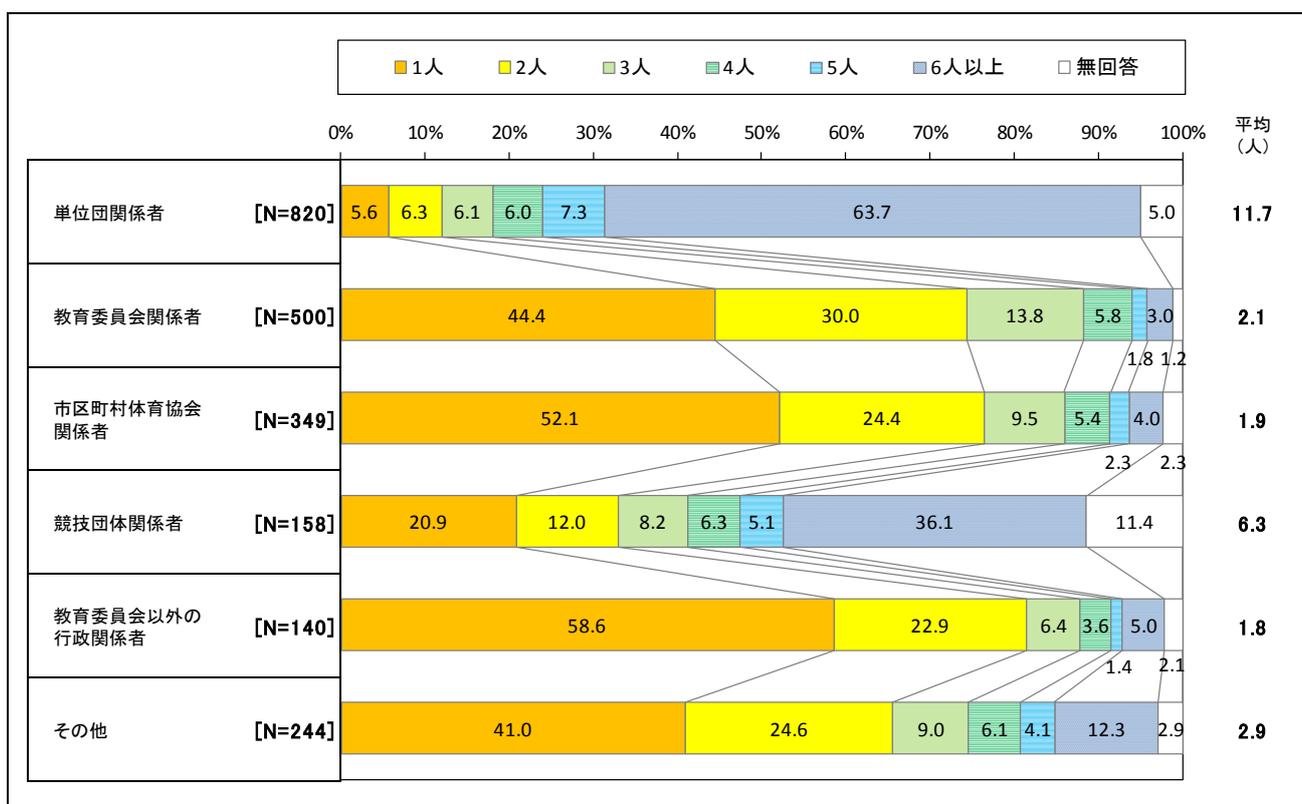
## (14) 役員の人数

役職・立場別に市区町村スポーツ少年団の役員の人数をみると、単位団関係者の役員(820 団)は平均 11.7 人と突出して多くなっている(図表 2-1-14)。約 4 分の 3 の市区町村スポーツ少年団が単位団関係者を役員として有している(図表 2-1-13 参照)が、平均人数も最も多い。

また、競技団体関係者(158 団)の役員は平均 6.3 人である。役員として競技団体関係者を有している市区町村スポーツ少年団は 1 割台にとどまる(図表 2-1-13 参照)が、有している場合の平均人数は多くなっている。

教育委員会関係者、教育委員会以外の行政関係者、市区町村体育協会関係者の役員はそれぞれ平均 2 人前後である。

図表 2-1-14 役員の人数(役職・立場別)



### (15) 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取り

市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取りの方法をみると、全体では、「電話連絡網」が58.9%と最も多く、次いで、「パソコンのメール」(39.7%)と「Fax」(32.5%)が続く(図表 2-1-15)。「携帯電話のメール」は12.5%が使用しているが、「ホームページ(SNSは除く)」(3.4%)および「SNS ツール(Facebook、ツイッター、LINE等)」(0.9%)はほとんど使われていない。「その他」が62.2%と多くなっているが、郵送でという回答が多くあげられている。

事務所の設置場所別にみると、教育委員会に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団では、他の設置場所と比べて「電話連絡網」がやや多く、「パソコンのメール」、「Fax」がやや少なくなっている。代表者の自宅・職場に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団では、「携帯電話のメール」が多くなっている。

図表 2-1-15 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報やり取り(複数回答)  
(事務所の設置場所別)

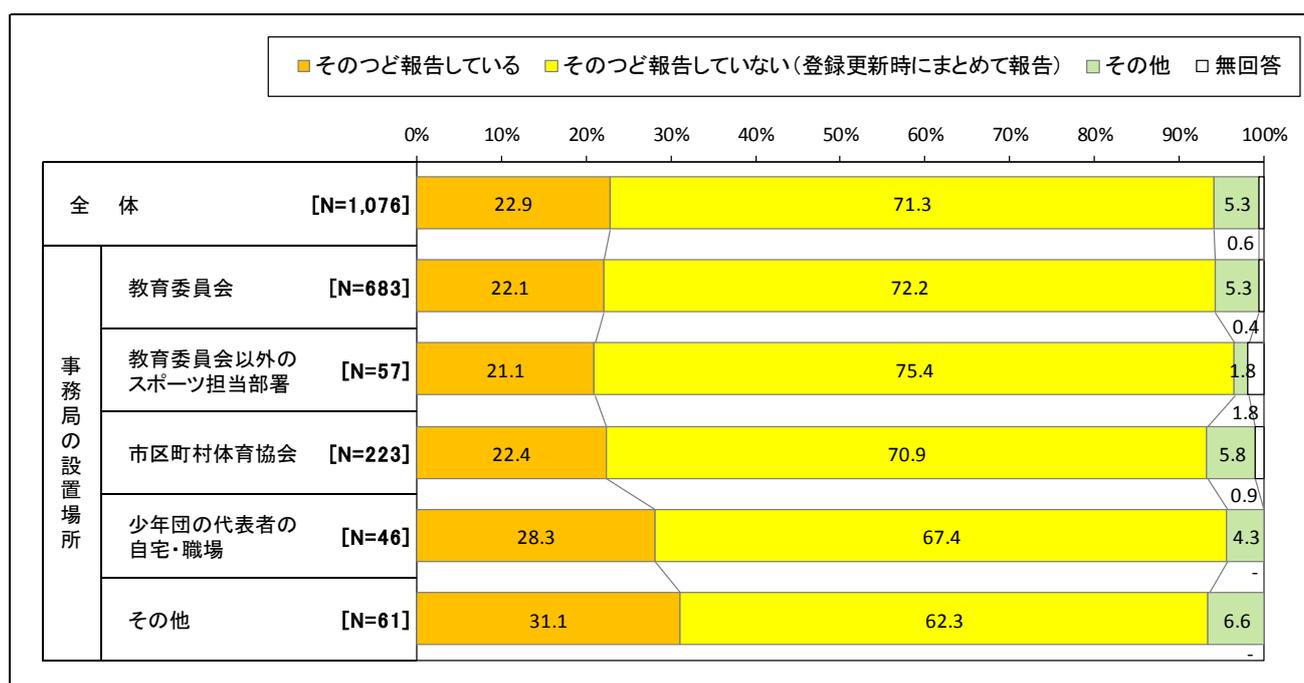
		電話連絡網	パソコンのメール	FAX	携帯電話のメール	(ホームページは除く)	SNS ツール (Facebook、ツイッター、LINE等)	その他	無回答
全体 [N=1,076]		58.9	39.7	32.5	12.5	3.4	0.9	62.2	0.9
事務局の設置場所	教育委員会 [N=683]	63.3	32.7	27.4	9.1	1.0	0.7	62.8	1.0
	教育委員会以外のスポーツ担当部署 [N=57]	57.9	50.9	43.9	15.8	5.3	-	63.2	-
	市区町村体育協会 [N=223]	50.2	48.9	43.5	12.6	10.8	1.3	65.0	0.9
	少年団の代表者の自宅・職場 [N=46]	52.2	54.3	41.3	34.8	-	-	41.3	2.2
	その他 [N=61]	49.2	60.7	31.1	31.1	4.9	3.3	60.7	-

## (16) 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告

期中に単位団の連絡先の変更があった時の都道府県スポーツ少年団への報告状況をみると、「そのつど報告している」が22.9%であり、「そのつど報告していない(登録更新時にまとめて報告)」が71.3%と多数を占める(図表2-1-16)。

事務所の設置場所別にみると、代表者の自宅・職場や、その他の場所に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団で、「そのつど報告している」という回答がやや多くなっている。

図表 2-1-16 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告  
(事務所の設置場所別)

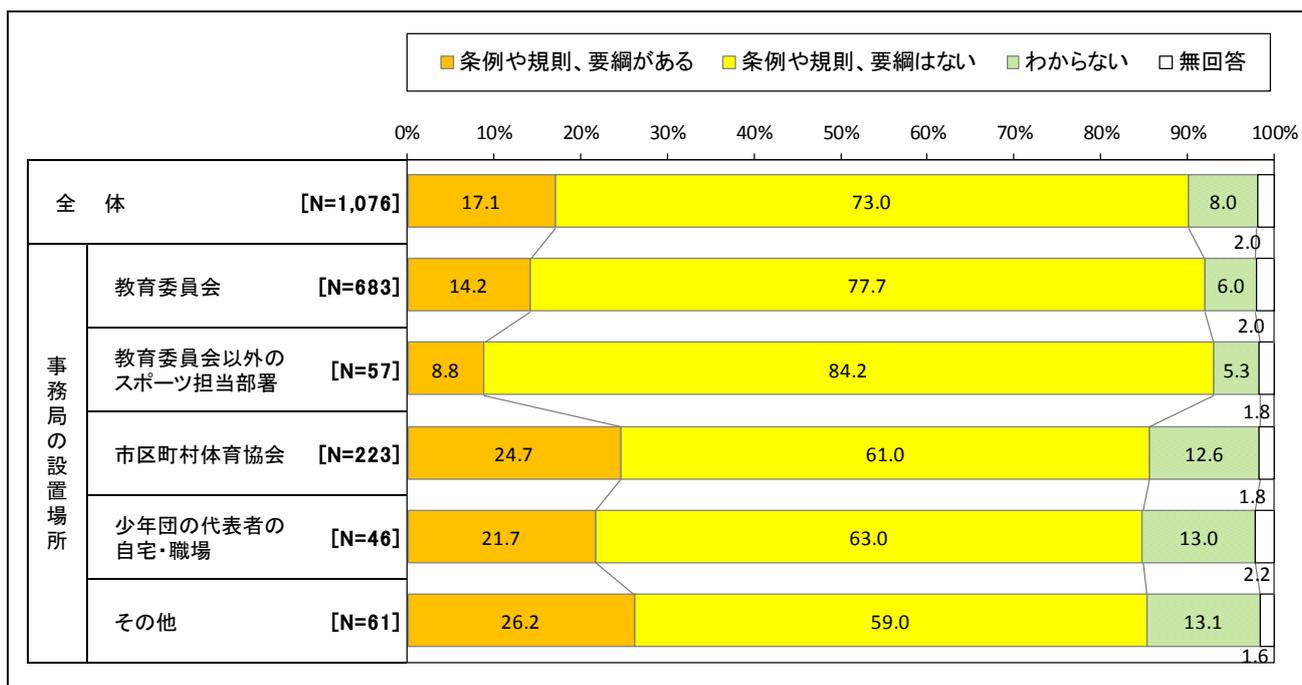


### (17) スポーツ少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無

各市区町村に、スポーツ少年団を社会教育団体として位置付ける条例や規則、要綱があるかをみると、「条例や規則、要綱がある」が17.1%、「条例や規則、要綱はない」は73.0%となっている(図表 2-1-17)。

事務所の設置場所別にみると、市区町村体育協会や代表者の自宅・職場、その他の場所に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団で、「条例や規則、要綱がある」と「わからない」という回答が多くなっている。

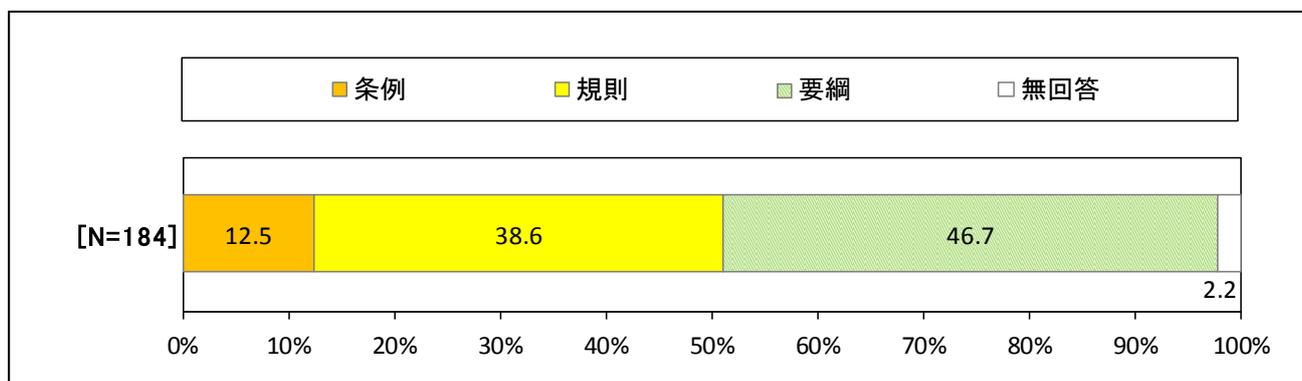
図表 2-1-17 少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無  
(事務所の設置場所別)



### (18) スポーツ少年団を社会教育団体と位置付けている規定

市区町村でスポーツ少年団を社会教育団体と位置付ける条例や規則、要綱があると回答した184団に、何によって位置づけられているかを尋ねた。「要綱」が最も多く46.7%であり、次いで「規則」が38.6%、「条例」が12.5%となっている(図表 2-1-18)。

図表 2-1-18 スポーツ少年団を社会教育団体と位置付けている規定

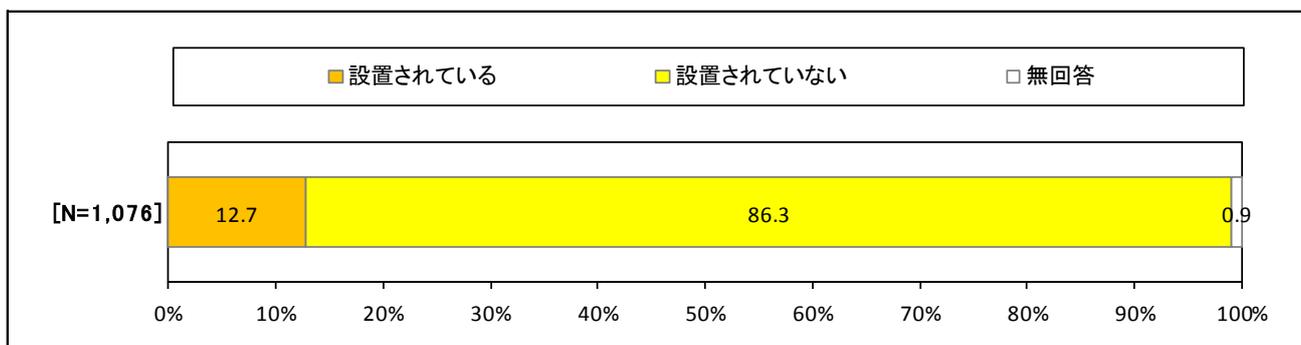


## 2. 市区町村スポーツ少年団の取組み

### (1) 育成母集団の連絡協議会等設置の有無

市区町村スポーツ少年団に育成母集団の連絡協議会等が設置されているかをみると、「設置されている」が12.7%であり、「設置されていない」が86.3%と大多数を占める(図表 2-2-1)。

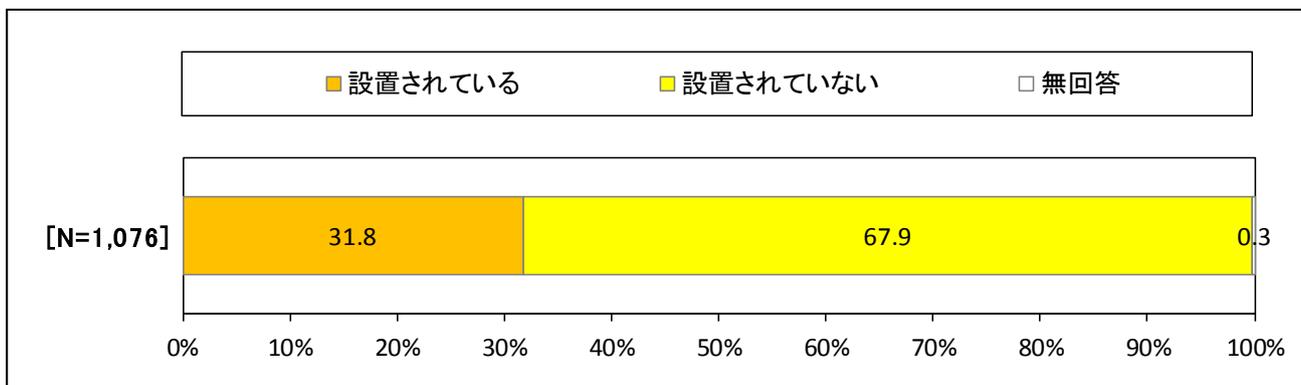
図表 2-2-1 育成母集団の連絡協議会等設置の有無



### (2) スポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無

市区町村スポーツ少年団にスポーツ少年団の指導者協議会等が設置されているかをみると、「設置されている」が31.8%であり、「設置されていない」が67.9%である(図表 2-2-2)。3分の1弱に設置されており、育成母集団の連絡協議会等よりも設置している市区町村スポーツ少年団が多い。

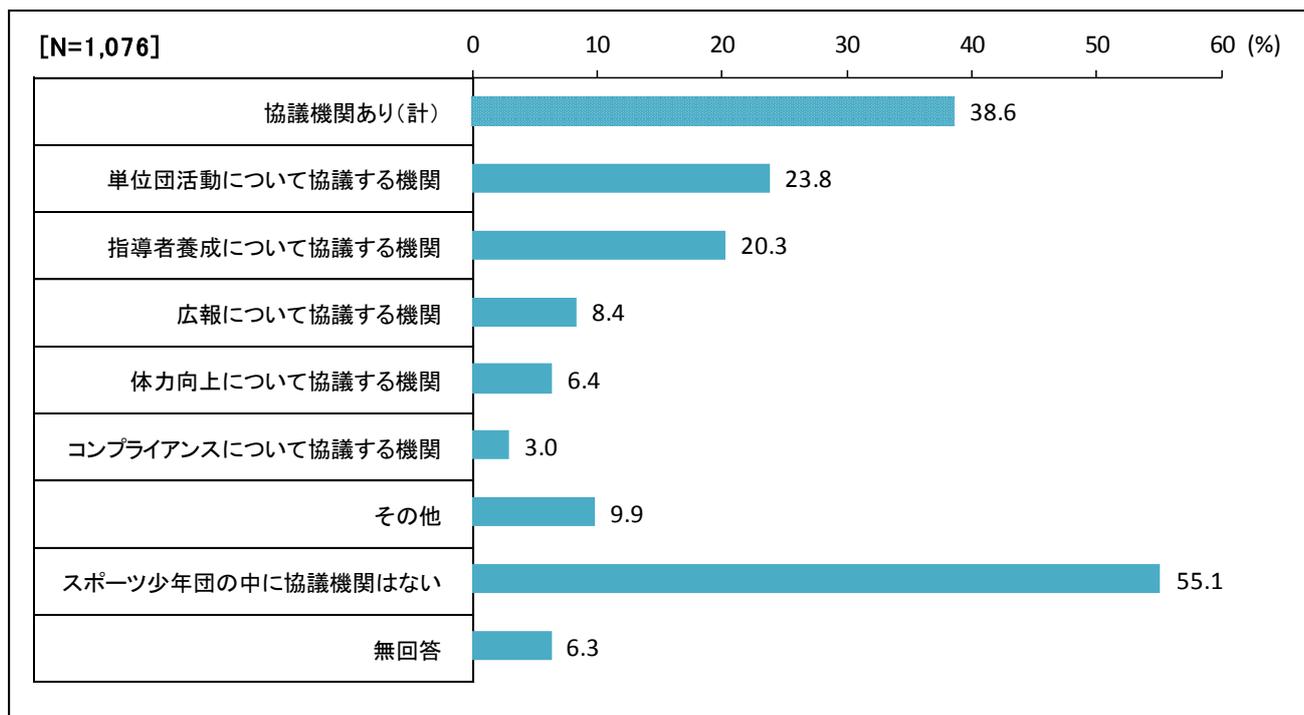
図表 2-2-2 スポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無



### (3) 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関

市区町村スポーツ少年団の中に協議機関が設置されているかをみると、38.6%に何らかの協議機関がある(図表 2-2-3)。「単位団活動について協議する機関」(23.8%)と「指導者養成について協議する機関」(20.3%)が多くなっている。「広報について協議する機関」(8.4%)、「体力向上について協議する機関」(6.4%)、「コンプライアンスについて協議する機関」(3.0%)はいずれも1割未満である。

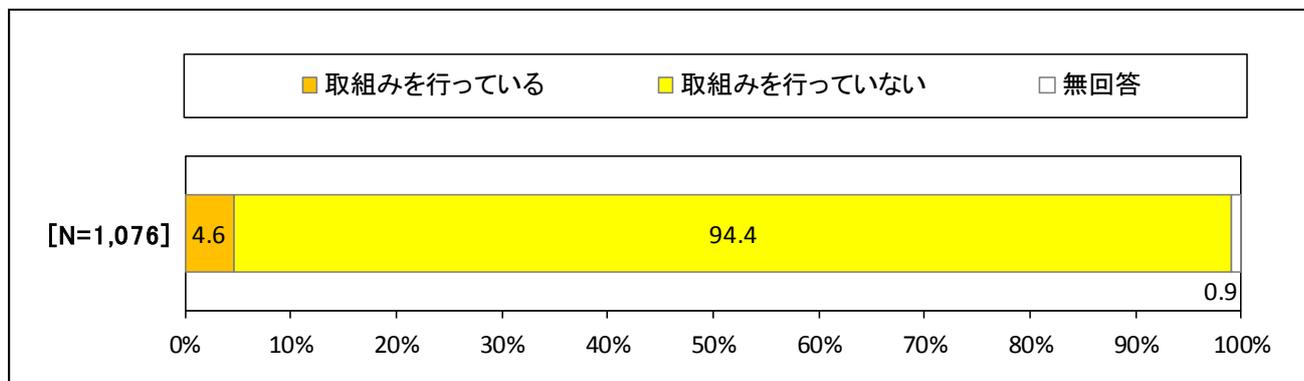
図表 2-2-3 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関(複数回答)



### (4) 障がいのある子どもの活動参加の取組み

市区町村スポーツ少年団の独自の取組みとして、障がいのある子どもが活動に参加できるような取組みを行っているかをみると、「取組みを行っている」は 4.6%と少数であり、94.4%は「取組みを行っていない」と回答している(図表 2-2-4)。

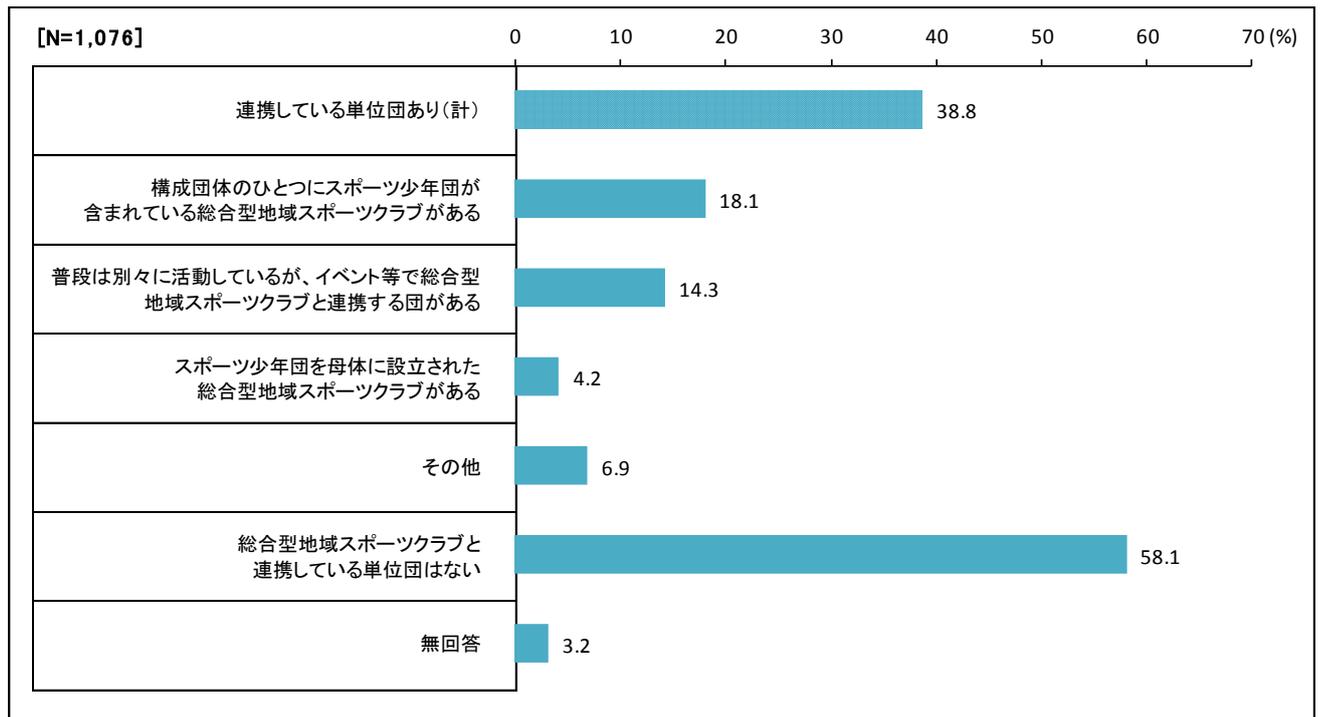
図表 2-2-4 障がいのある子どもの活動参加の取組み



(5) 総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無

市区町村に、総合型地域スポーツクラブと連携して活動をしている単位団があるかをみると、何らかの連携をしている単位団が 38.8%である(図表 2-2-5)。最も多いのは、「構成団体のひとつにスポーツ少年団が含まれている総合型スポーツクラブがある」で18.1%、次いで、「普段は別々に活動しているが、イベント等で総合型地域スポーツクラブと連携する団がある」が 14.3%である。「スポーツ少年団を母体に設立された総合型地域スポーツクラブがある」は 4.2%となっている。

図表 2-2-5 総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無(複数回答)

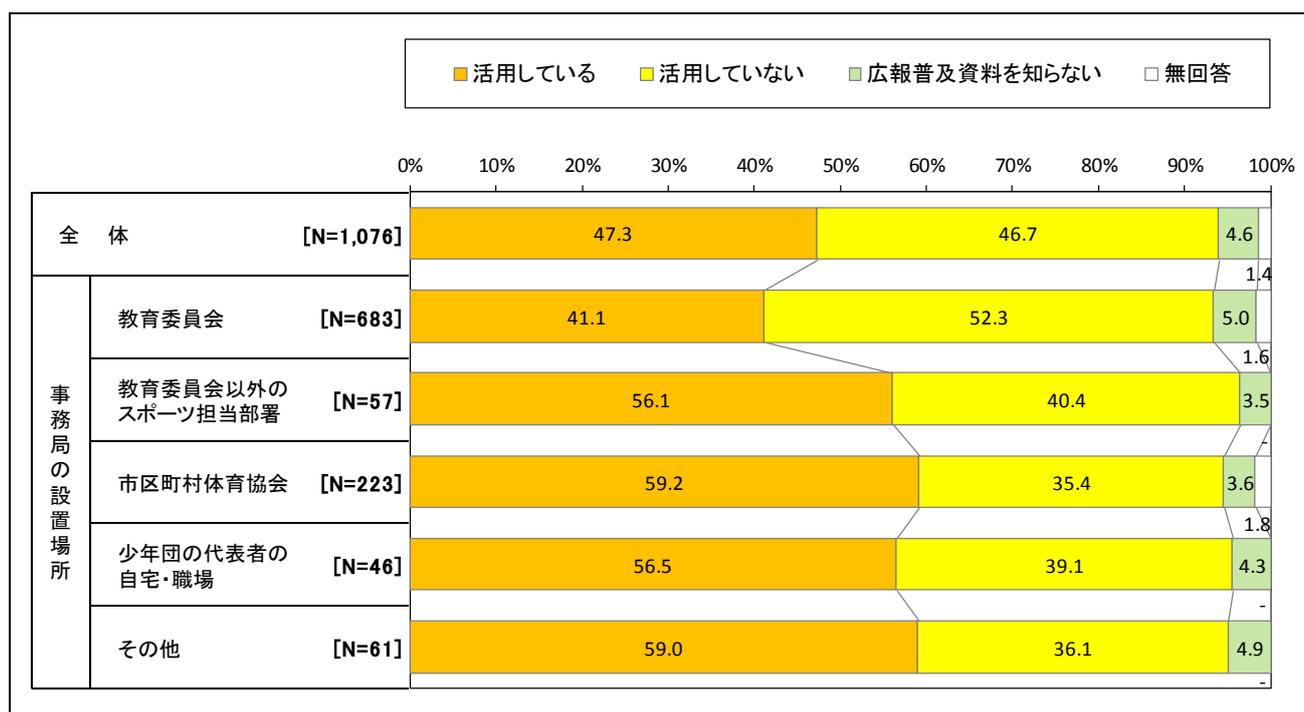


## (6) 日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無

日本スポーツ少年団が発行している広報普及資料(ガイドブック、PRリーフレットなど)を活用しているかをみると、「活用している」が47.3%、「活用していない」が46.7%とほぼ同率である。「広報普及資料を知らない」は4.6%となっている(図表2-2-6)。

事務局の設置場所別にみると、教育委員会に事務所を置く市区町村スポーツ少年団で、「活用している」という回答が、やや少なくなっている。

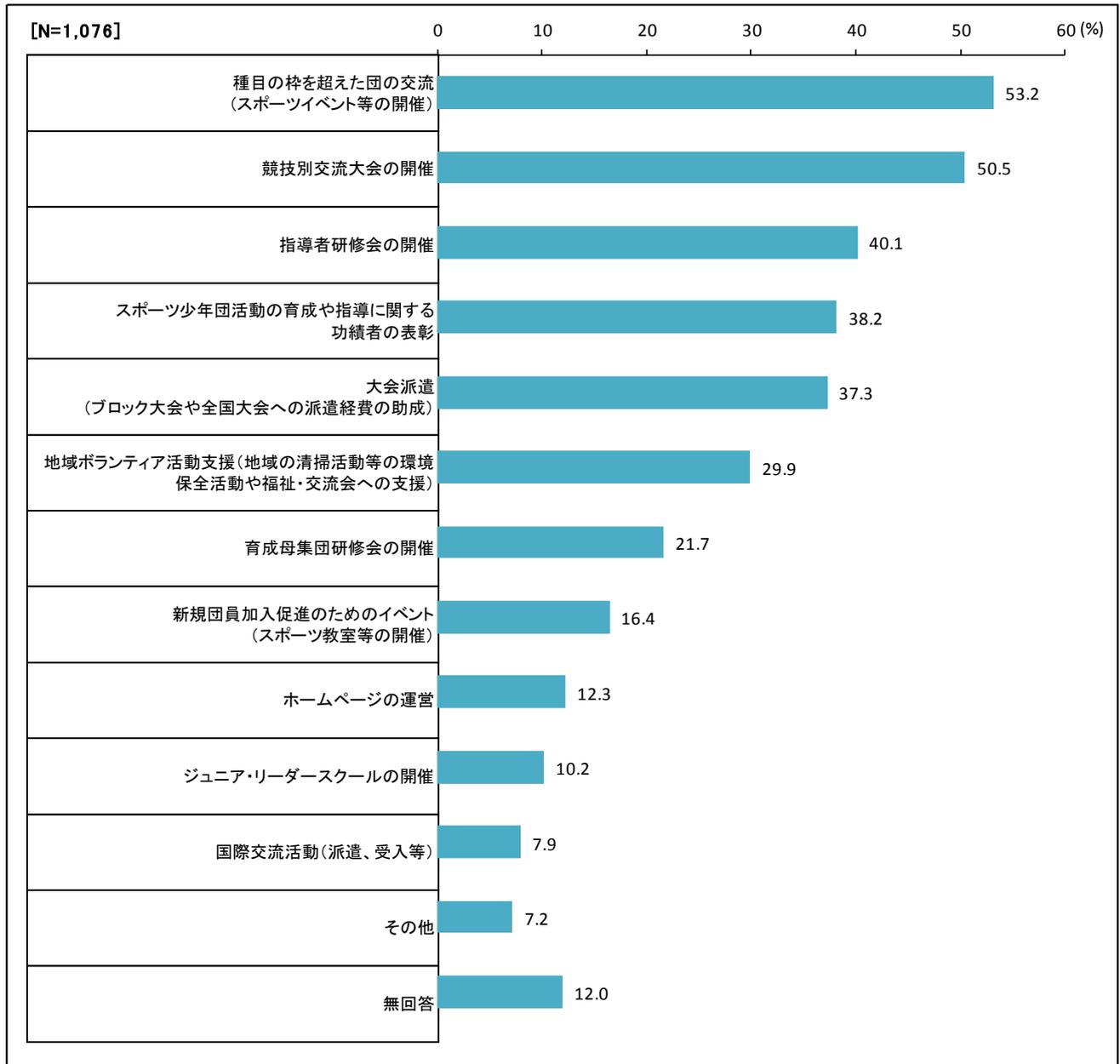
図表 2-2-6 日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無(事務局の設置場所別)



## (7) 事業内容

市区町村スポーツ少年団が平成 24 年度中に実施した事業内容をみると、「種目の枠を超えた団の交流(スポーツイベント等の開催)」(53.2%)と「競技別交流大会の開催」(50.5%)が5割台で最も多く、次いで「指導者研修会の開催」(40.1%)、「スポーツ少年団活動の育成や指導に関する功労者の表彰」(38.2%)、「大会派遣(ブロック大会や全国大会への派遣経費の助成)」(37.3%)などの順である(図表 2-2-7)。

図表 2-2-7 平成 24 年度中に実施した事業内容



## (8) 実施事業への人的援助の有無

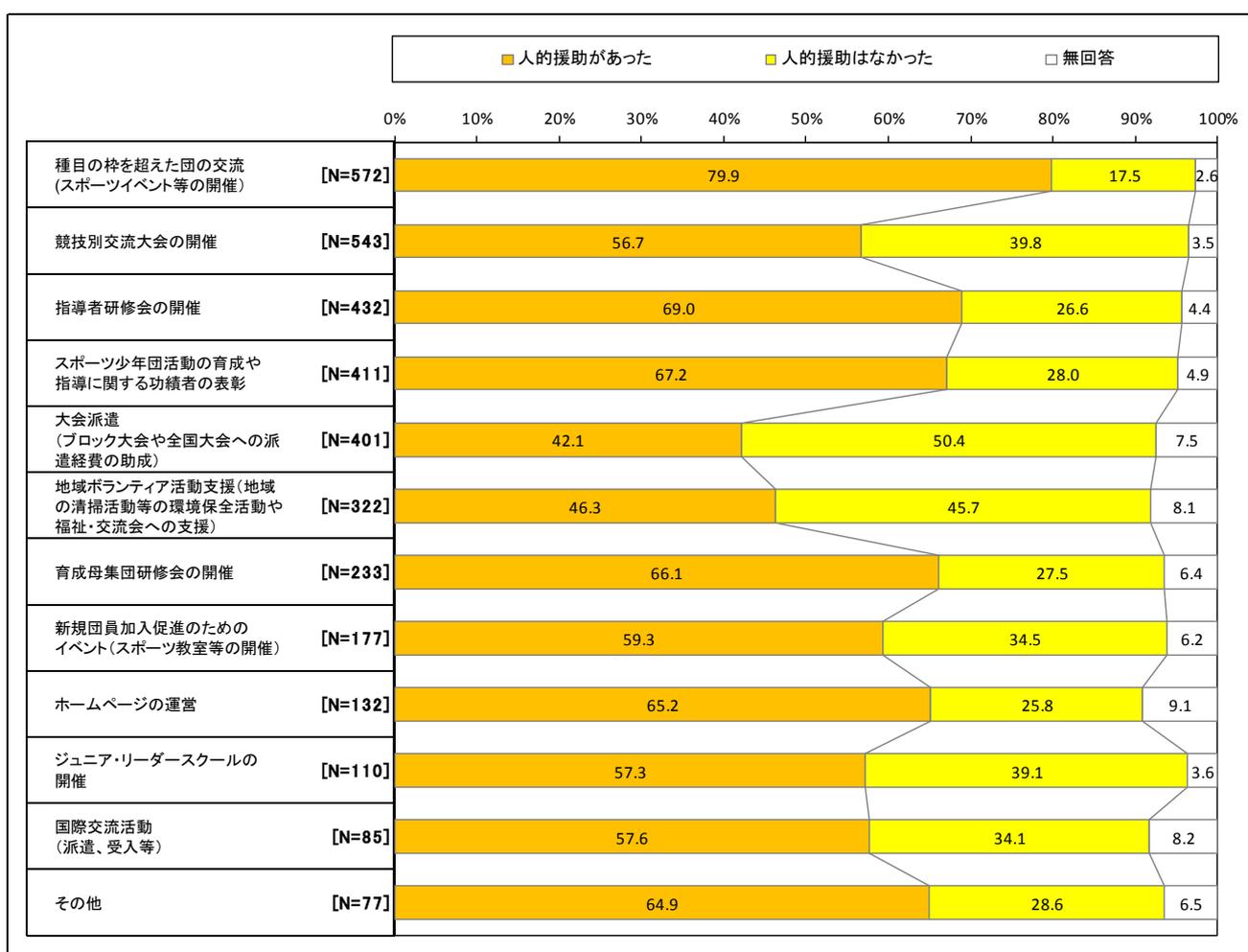
市区町村スポーツ少年団が平成 24 年度中に実施した事業別に、行政または体育協会からの人的援助(事務作業や事業等のサポート)があったかを尋ねた。「人的援助があった」という割合は 4 割強から 8 割と事業によって異なっている(図表 2-2-8)。

実施した市区町村スポーツ少年団が最も多い事業である「種目の枠を超えた団の交流(スポーツイベント等の開催)」については、「人的援助があった」という回答が 79.9%で、他の事業と比べても多くなっている。

「指導者研修会の開催」(69.0%)、「スポーツ少年団活動の育成や指導に関する功績者の表彰」(67.2%)、「育成母集団研修会の開催」(66.1%)、「ホームページの運営」(65.2%)などの事業は、「人的援助があった」という回答が 6 割台である。

「大会派遣(ブロック大会や全国大会への派遣経費の助成)」(42.1%)と「地域ボランティア活動支援(地域の清掃活動等の環境保全活動や福祉・交流会への支援)」(46.3%)は「人的援助があった」という回答が 4 割台と他の事業と比べて少ない。

図表 2-2-8 平成 24 年度中の実施事業への人的援助の有無(事業別)

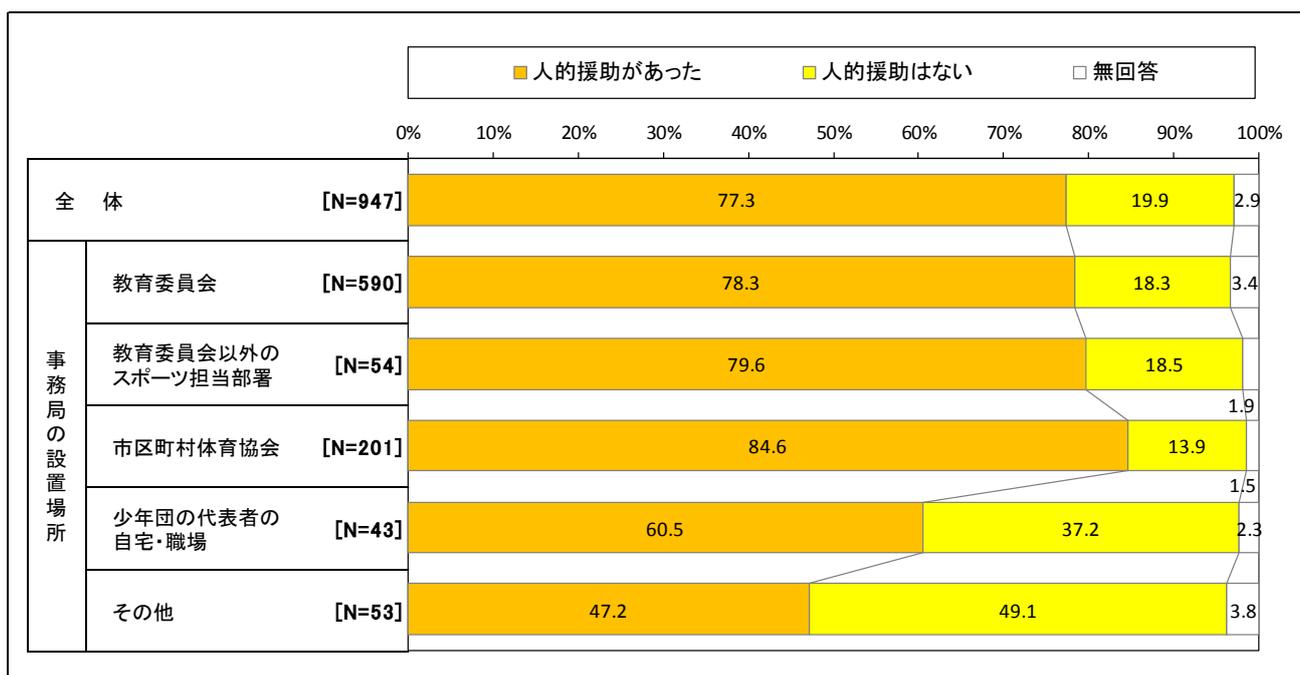


(9) 実施事業への人的援助の有無（計）

平成 24 年度中になんらかの事業を実施したと回答した市区町村スポーツ少年団(947 団)について、実施した事業のうちひとつでも行政または体育協会からの人的援助(事務作業や事業等のサポート)があったかをみると、77.3%は「人的援助があった」と回答している(図表 2-2-9)。

事務所の設置場所別にみると、市区町村体育協会、教育委員会、教育委員会以外のスポーツ担当部署に事務局を設置している市区町村スポーツ少年団で、「人的援助があった」という回答が多くなっており、事務局が同じスペースにあることで、行政や体育協会からの援助が受けやすくなっているのではないかと考えられる。

図表 2-2-9 平成 24 年度中の実施事業への人的援助の有無(計)(事務所の設置場所別)

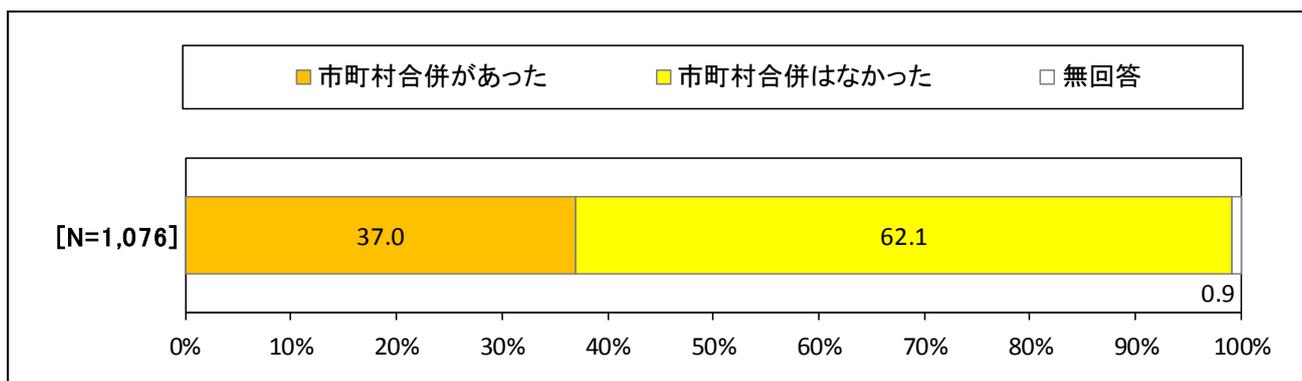


### 3. 市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化

#### (1) 「平成の大合併」での市町村合併有無

市区町村スポーツ少年団に、平成12年以降の「平成の大合併」において、市町村合併が行われたかを尋ねたところ、「市町村合併があった」という回答が37.0%、「市町村合併はなかった」という回答が62.1%である(図表2-3-1)。

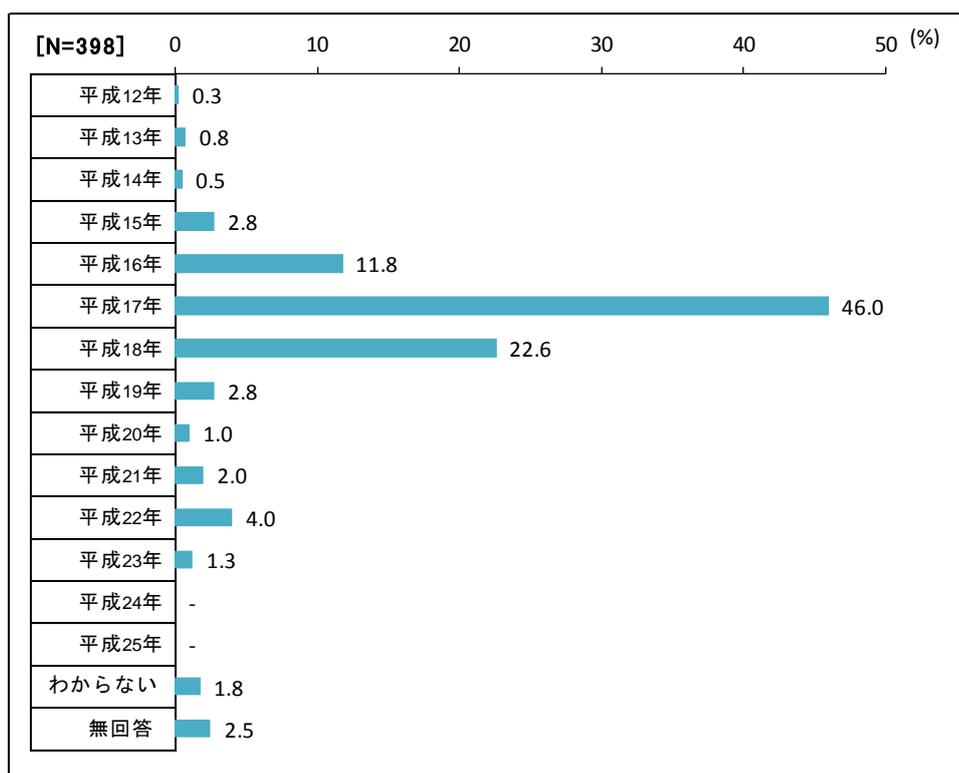
図表 2-3-1 「平成の大合併」での市町村合併有無



#### (2) 市町村合併の時期

「平成の大合併」において、市町村合併があったと回答した市区町村スポーツ少年団(398団)に合併の時期を尋ねたところ、「平成17年」が46.0%と最も多く、次いで「平成18年」(22.6%)、「平成16年」(11.8%)となっている(図表2-3-2)。平成16年から平成18年の3年間で合併が8割を占めている。

図表 2-3-2 市町村合併の時期

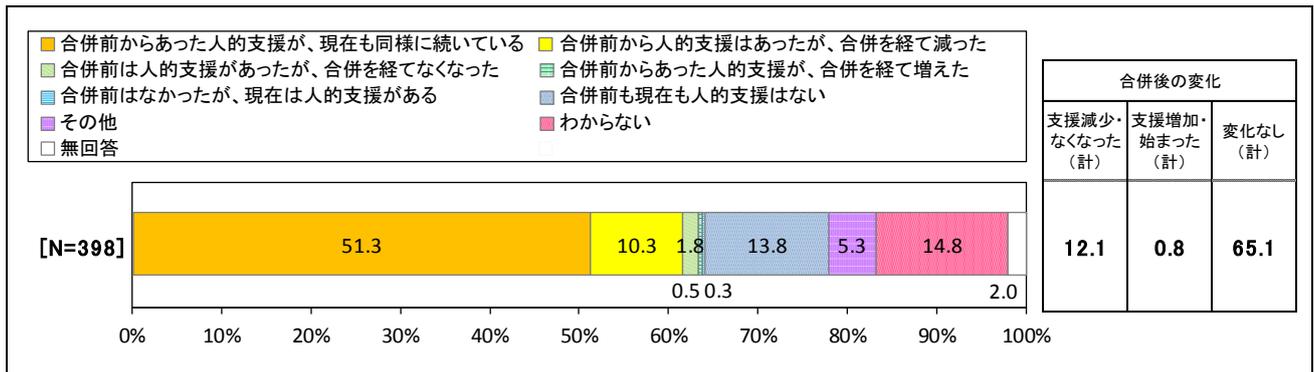


### (3) 合併前後の行政等による人的支援の状況

「平成の大合併」において、市町村合併があったと回答した市区町村スポーツ少年団(398 団)に市町村合併前と現在について、行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)の状況を尋ねたところ、「合併前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」が 51.3%で最も多い(図表 2-3-3)。

『支援減少・なくなった』(「合併前から人的支援はあったが、合併を経て減った」+「合併前は人的支援があったが、合併を経てなくなった」)は 12.1%、『支援増加・始まった』(「合併前から人的支援はあったが、合併を経て増えた」+「合併前はなかったが、現在は人的支援がある」)が 0.8%、『変化なし』(「合併前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」+「合併前も現在も人的支援はない」)が 65.1%である。

図表 2-3-3 合併前後の行政等による人的支援の状況

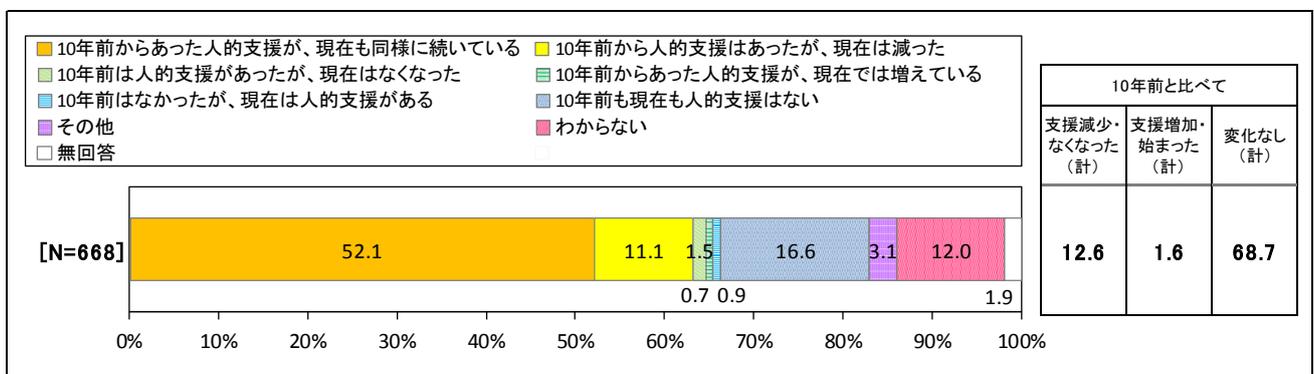


### (4) 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況 (合併のなかった自治体)

「平成の大合併」において、市町村合併がなかったと回答した市区町村スポーツ少年団(668 団)に平成 14 年度から平成 24 年度の 10 年間について、行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)が変化したかを尋ねたところ、「10 年前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」が 52.1%で最も多い(図表 2-3-4)。

『支援減少・なくなった』(「10 年前から人的支援はあったが、現在は減った」+「10 年前は人的支援があったが、現在はなくなった」)は 12.6%、『支援増加・始まった』(「10 年前からあった人的支援が、現在では増えている」+「10 年前はなかったが、現在は人的支援がある」)が 1.6%、『変化なし』(「10 年前からあった人的支援が、現在も同様に続いている」+「10 年前も現在も人的支援はない」)が 68.7%である。

図表 2-3-4 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況(合併のなかった自治体)

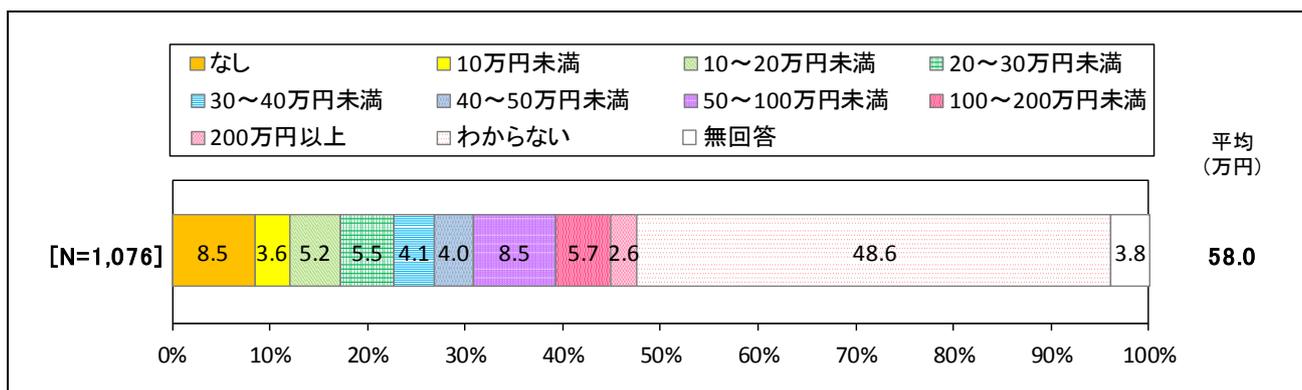


#### 4. 過去10年間の補助金額等の変化

##### (1) 行政からの補助金・助成金（平成14年度）

平成14年度における行政(市区町村)から各市区町村スポーツ少年団への補助金・助成金の金額をみると、「なし」という回答が8.5%、「50～100万円未満」という回答が8.5%などとなっており、平均では58万円である(図表2-4-1)。ただし、「わからない」という回答が48.6%と多くなっている。

図表2-4-1 平成14年度 行政からの補助金・助成金

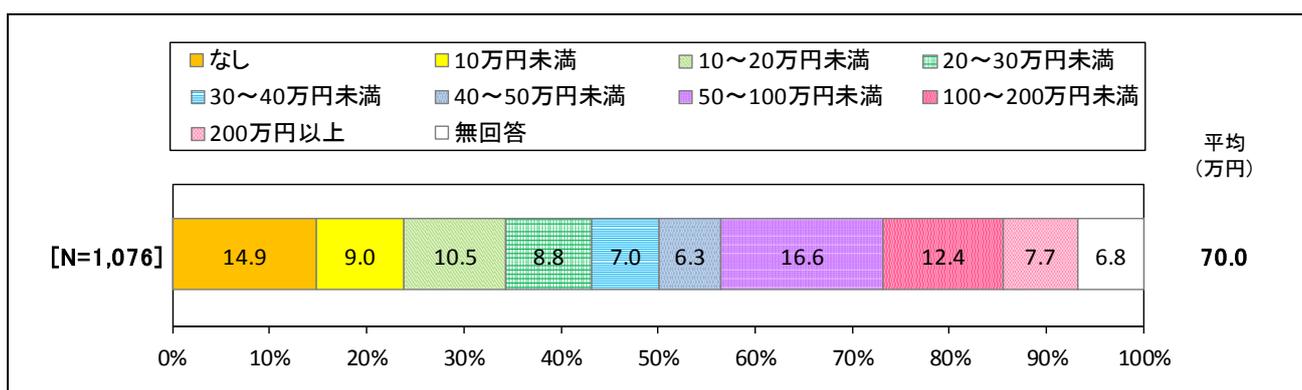


##### (2) 行政からの補助金・助成金（平成24年度）

平成24年度における行政(市区町村)からの補助金・助成金の金額をみると、「なし」という回答が14.9%、「50～100万円未満」という回答が16.6%などとなっており、平均では70万円である(図表2-4-2)。

平成24年度の平均額は、平成14年度の平均額を上回っているが、平成14年度の補助金・助成金額について「わからない」という回答が多いため、単純な比較が難しくなっている。

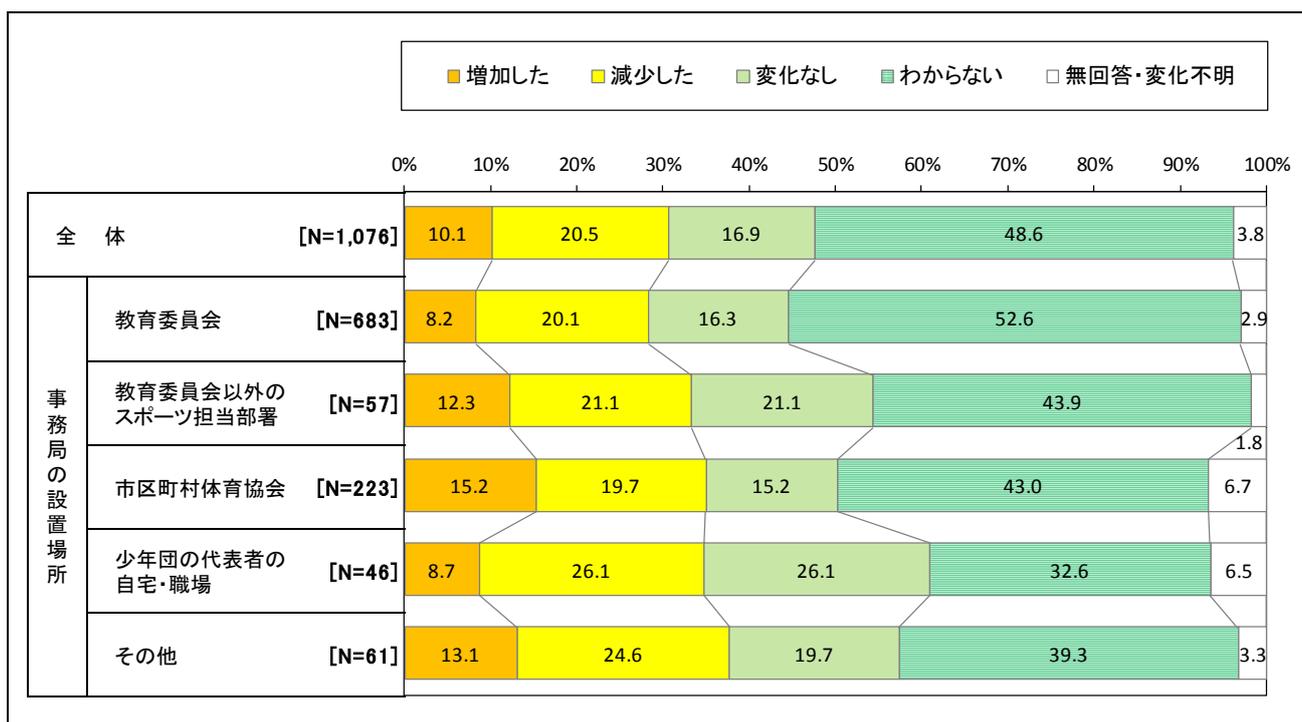
図表2-4-2 行政からの補助金・助成金 平成24年度



### (3) 行政からの補助金・助成金の変化

行政(市区町村)からの補助金・助成金について、各市区町村スポーツ少年団が回答した平成14年度の金額(図表2-4-1参照)と平成24年度の金額(図表2-4-2参照)から、金額の変化を算出した。金額が10年間で「増加した」が10.1%、「減少した」が20.5%、「変化なし」が16.9%である(図表2-4-3)。平均額を単純に比較すると、平成24年度の方が高くなっていた(図表2-4-1、2-4-2参照)が、市区町村スポーツ少年団ごとに平成14年度と平成24年度の金額を比較すると、増加よりも減少の方が多くなっていることがわかる。

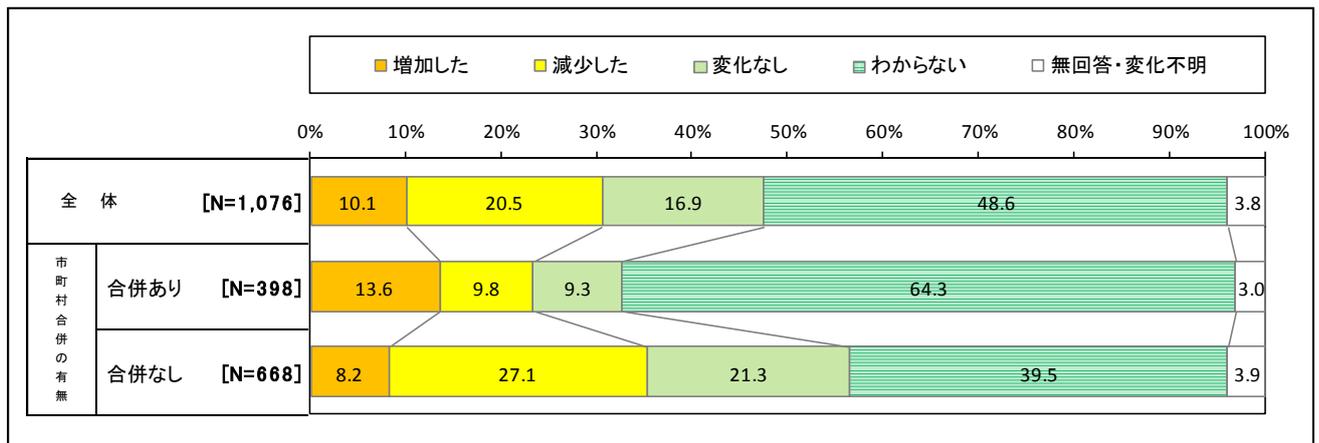
図表 2-4-3 行政からの補助金・助成金の変化  
(事務所の設置場所別)



#### (4) 行政からの補助金・助成金の変化（市町村合併の有無別）

行政(市区町村)からの補助金・助成金について、各市区町村スポーツ少年団が回答した平成14年度の金額(図表2-4-1参照)と平成24年度の金額(図表2-4-2参照)から、金額の変化を算出し、市町村合併の有無別にみた。合併があった市区町村スポーツ少年団では、10年間で金額が「減少した」(9.8%)よりも「増加した」(13.6%)の方がやや多くなっているが、「わからない」という回答が6割を超えていることに留意が必要である(図表2-4-4)。

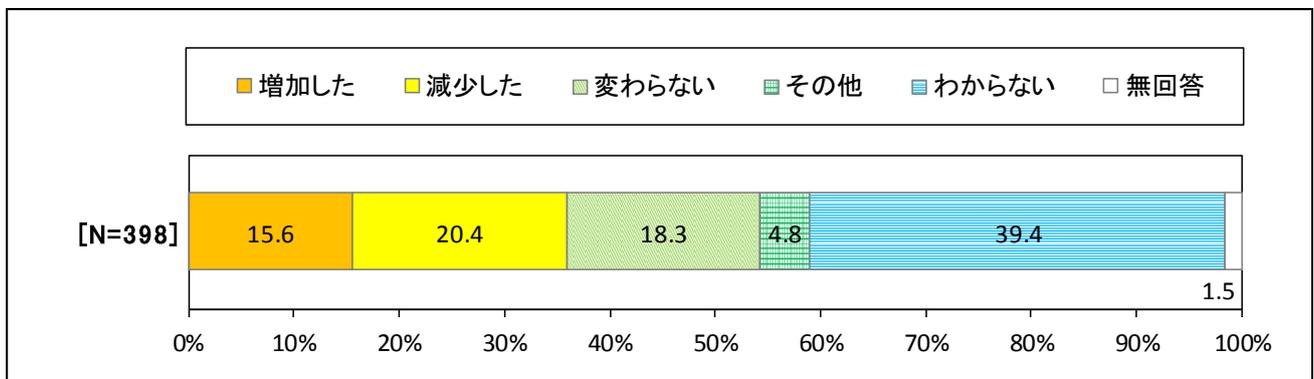
図表 2-4-4 平成14年度・平成24年度の行政からの補助金・助成金の変化  
(市町村合併の有無別別)



#### (5) 市町村合併前と現在の行政からの補助金・助成金の増減

「平成の大合併」において、市町村合併があったと回答した市区町村スポーツ少年団(398団)に市町村合併前と現在で、行政(市区町村)からの補助金・助成金が増減したかを尋ねたところ、「増加した」が15.6%、「減少した」が20.4%で、増加より減少の方がやや多くなっている(図表2-4-5)。「変わらない」が18.3%、「わからない」という回答は39.4%と多くなっている。

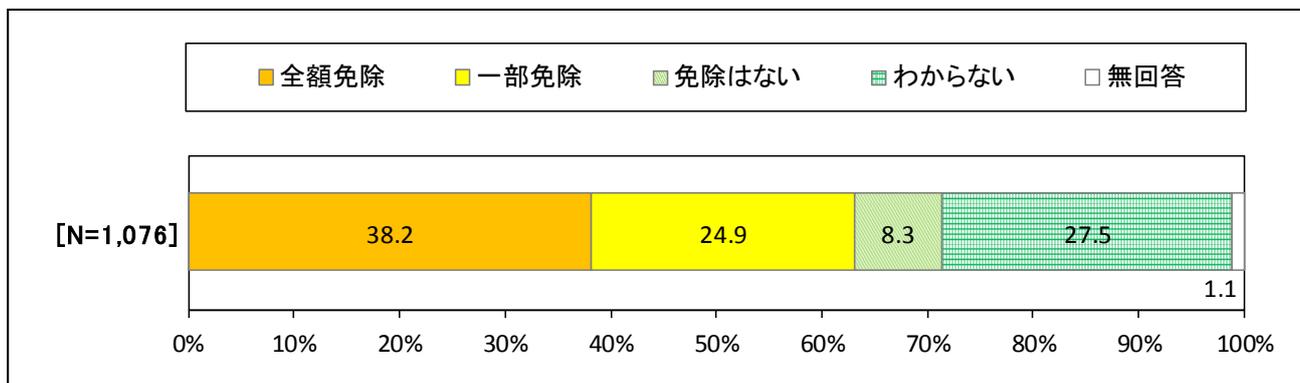
図表 2-4-5 市町村合併前と現在の行政からの補助金・助成金の増減



### (6) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 14 年度）

平成 14 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置についてみると、「全額免除」が 38.2%、「一部免除」が 24.9%、「免除はない」が 8.3%となっている(図表 2-4-6)。「わからない」という回答が 27.5%と多くなっている。

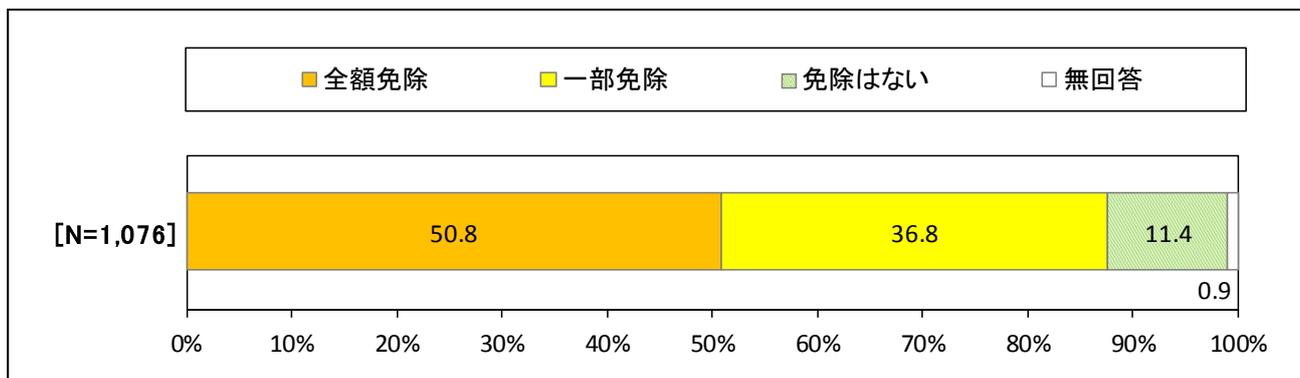
図表 2-4-6 平成 14 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



### (7) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 24 年度）

平成 24 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置についてみると、「全額免除」が 50.8%、「一部免除」が 36.8%、「免除はない」が 11.4%であり、9 割弱は免除を受けている(図表 2-4-7)。

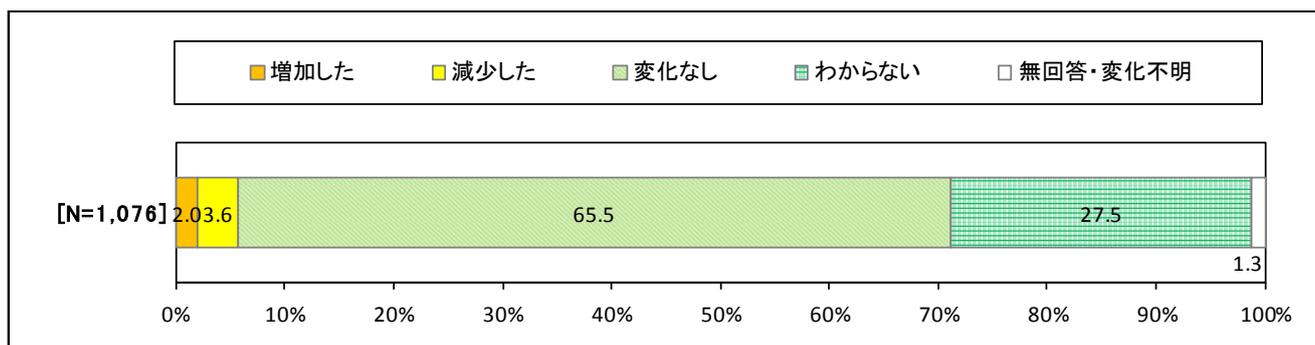
図表 2-4-7 平成 24 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



### (8) 公共施設・設備の使用料減免措置の変化

行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置について、平成 14 年度の状況(図表 2-4-6 参照)と平成 24 年度の状況(図表 2-4-7 参照)から、市区町村スポーツ少年団ごとの変化を算出した。「増加した」が 2.0%、「減少した」が 3.6%、「変化なし」が 65.5%であり、使用料減免措置については、10 年間で変化はないという市区町村スポーツ少年団が多数を占める(図表 2-4-8)。

図表 2-4-8 行政の公共施設・設備の使用料減免措置の変化  
(事務所の設置場所別)



## 5. まとめ

---

本調査は、全国の市区町村スポーツ少年団を対象とし、事務局組織や運営体制、市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化等の実態を把握することによって、今後、単位団活動を支える市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な方策の検討に資する資料とすることを目的とした。

本調査の結果から、市区町村スポーツ少年団の事務局体制について以下のような現状が明らかとなった。

### (1) 事務局の人員体制と行政からの支援

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所は、教育委員会が63.5%、市区町村体育協会が20.7%、教育委員会以外のスポーツ担当部局が5.3%であった。また、事業実施への人的援助(事務作業や事業等のサポート)は、77.3%が「ある」と回答した。

このように、多くの市区町村スポーツ少年団は、市区町村の教育委員会や体育協会の中に事務局が設置されている団が多く、行政やスポーツ団体からの支援を受けやすい体制にあり事務作業を担っていると思われる。

### (2) 実施事業と行政からの人的支援

市区町村スポーツ少年団が平成24年度中に実施した事業内容は、「種目の枠を超えた団の交流(スポーツイベント等の開催)」「競技別交流大会の開催」が50%を超え、「指導者研修会の開催」「スポーツ少年団活動の育成や指導に関する功労者の表彰」「大会派遣(ブロック大会や全国大会への派遣経費の助成)」が37~40%であった。一方、「ホームページの運営」「ジュニア・リーダースクールの開催」は1割程度である。

いずれの事業も4割以上は行政からの人的支援がある状況であり、なかでも「種目の枠を超えた団の交流(スポーツイベント等の開催)」「指導者研修会の開催」「スポーツ少年団活動の育成や指導に関する功績者の表彰」「育成母集団研修会の開催」「ホームページの運営」は人的支援を受けている割合が7~8割と高かった。

### (3) 市町村合併や行政改革の影響

合併前後や10年前と現在を比較しても、行政からの人的支援は引き続き行われている市区町村スポーツ少年団が多くみられた。市町村合併や行政改革による行政の人的支援が減少した市区町村スポーツ少年団は12.6%であった。また、財政的支援の状況については、10年前における行政からの補助金・助成金額を把握している市区町村スポーツ少年団は半数程度であり、財政的支援による影響を確認することはできなかった。

### (4) 連絡方法・情報

市区町村スポーツ少年団と単位団との主な連絡方法は電話連絡や郵送であった。また、日本スポーツ少年団が発行している広報普及資料(ガイドブック、PRリーフレットなど)を活用している市区町村スポーツ少年団は半数程度であり、広報普及資料を知らないと回答した団が4.6%存在した。今後は、単位団の活動を支援するための情報や、単位団の活動の実態を迅速かつ柔軟に共有できるような情報伝達方法の検討が必要である。

本調査結果に基づき、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化のために必要な事柄について以下の通り整理し、今後の方策の検討につなげたい。

社会情勢の変化の中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化している。近年クローズアップされる子どもの体力・運動能力低下を改善すべく、2012年に策定された国のスポーツ基本計画では、子どもの体力向上を政策目標の柱の一つに位置づけた。地域における子どものスポーツ環境の充実を図るため、スポーツ少年団についても明記され、「子どもにジュニアリーダー・シニアリーダーとして、スポーツとの多様な関わり方の場を提供することや、中学校の部活動との連携等を通じて、中学生や高校生の参加の促進に対する取組を行うことが期待される」とされている。今後、子どもの放課後や休日のスポーツの機会として、スポーツ少年団の果たす役割は大きく、日本スポーツ少年団として次のような取り組みが望まれる。

### **(1) 市区町村スポーツ少年団事務局体制の充実に向けて**

大部分の市区町村スポーツ少年団は行政との関わりが強く、日常的に教育委員会や体育協会との連携を図りながら活動を展開している。本調査では、市町村合併や行政改革等による人的支援への影響を明確に示すことはできなかったが、自治体職員数や予算の縮小により、行政の担当者が抱える業務の負担は大きくなっていると推察される。ジュニア・リーダースクールの開催のほか、新規団員加入のイベント、ホームページの運営、国際交流活動などの活動に手が回らない市区町村スポーツ少年団も少なくない。市区町村スポーツ少年団の実施事業拡充のためには、市区町村スポーツ少年団事務局体制のさらなる充実を目指し、行政及び体育協会等に働きかけを行うことが必要である。また、日本スポーツ少年団からダイレクトに市区町村スポーツ少年団や単位団の活動を支援できる仕組みの開発を通して、市区町村スポーツ少年団における事務的負担を軽減することにより、その労力をそれまで手の回らなかった他の活動へ活かすことなども考えられる。日本スポーツ少年団が都道府県スポーツ少年団を通じて、市区町村スポーツ少年団の支援を行う現在のスポーツ少年団組織の構造や役割、関係性を維持しながらも、日本スポーツ少年団から直接、活動支援を行う機会を増やすことにより、市区町村スポーツ少年団の事務作業の負担軽減やPR活動の活性化等が期待される。

### **(2) 新たな活動支援ツールの開発**

日本スポーツ少年団では、市区町村スポーツ少年団や単位団への活動支援体制として、インターネットなどを活用した情報共有ツールの開発が急務となる。日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、単位団との効率的な情報共有は、スポーツ少年団活動における様々な問題や課題への柔軟な対応が期待できる。

また、第9次育成5か年計画では、総合型地域スポーツクラブとの連携や幼児や障がいのある子どものスポーツ活動の推進も目標としている。単位団においては、今まで行っていた活動の拡充や新たな取り組みが求められる。今後は、市区町村スポーツ少年団の担当者や、単位団の指導者が適宜必要な情報を収集できるようしくみが必要である。具体的には、単位団のウェブ登録システムの開発はすでに進められている。さらには、日本スポーツ少年団ウェブサイトでの市区町村スポーツ少年団や単位団の事例紹介、単位団指導者同士の情報交換サイトの構築など、日本スポーツ少年団から一方向の情報発信のみならず、現場の指導者が相互に情報共有ができるツールの開発も考えられる。

## 6. 調査票

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」

# 全国市区町村スポーツ少年団実態調査

本調査は、日本スポーツ少年団が「第9次育成5か年計画」に基づき実施する調査であり、市区町村スポーツ少年団の活動状況をお伺いするものです。アンケート結果は、統計的に集計され、日本体育協会のホームページ等を通じて広く公開されるとともに、日本体育協会によるスポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化を図るための基礎資料として活用されます。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケートの趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【返送方法】郵送、電子メール、またはFAXのいずれかでご返送ください。

- ① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）にてお送りください。
- ② 電子メール：shonen@nrc.co.jp
- ③ FAX：03-6667-3475

※笹川スポーツ財団ホームページより、調査票をエクセルファイル形式でダウンロードできます。

<http://www.ssf.or.jp>

本調査は、日本体育協会と笹川スポーツ財団の共同研究事業として実施しています。調査票の発送・回収・データ入力については、笹川スポーツ財団の委託先である株式会社日本リサーチセンターが担当しております。調査の実施について、不明な点などがございましたら、下記までご連絡ください。

㈱日本リサーチセンター 調査部 担当：萩原

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1

TEL：0120-030-551（平日 10:00～17:00）

**ご回答期限：平成25年12月25日（水）**

問1 ご回答者についてご記入ください。

スポーツ少年団名 (都道府県名からご記入ください)	
貴役職	
貴氏名	
郵便番号	
住所	
E-mail	
電話番号	
FAX番号	

問2 貴市区町村スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団（以下、単位団）についてお答えください。

※平成24年（2012年）度登録の数値をご記入ください。

1. 登録単位団数	( ) 団
2. 登録団員数	( ) 人
3. 登録指導者数	( ) 人

問3 貴市区町村スポーツ少年団の本部長には、どなたが就かれていますか。

本部長の役職やお立場として、あてはまるものをお答えください。(☑はいくつでも)

1	<input type="checkbox"/>	単位スポーツ少年団の指導者
2	<input type="checkbox"/>	行政のスポーツ担当者
3	<input type="checkbox"/>	市区町村の教育長
4	<input type="checkbox"/>	市区町村議会の議員
5	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

**【貴市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営についておたずねします】**

問4 事務局はどこに置かれていますか。(☑はひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	教育委員会	⇒ 問6へ
2	<input type="checkbox"/>	教育委員会以外のスポーツ担当部署 (部署名: )	⇒ 問6へ
3	<input type="checkbox"/>	市区町村体育協会	
4	<input type="checkbox"/>	市区町村スポーツ少年団の代表者の自宅・職場	⇒ 問6へ
5	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	⇒ 問6へ

問5ア. 問4で「3. 市区町村体育協会」と回答した方におたずねします。

貴市区町村体育協会には法人格はありますか。(☑はひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	はい	2	<input type="checkbox"/>	いいえ
---	--------------------------	----	---	--------------------------	-----

イ. 法人格の種類は何ですか。(☑はひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	公益財団法人	4	<input type="checkbox"/>	一般社団法人
2	<input type="checkbox"/>	公益社団法人	5	<input type="checkbox"/>	NPO法人
3	<input type="checkbox"/>	一般財団法人	6	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

**【すべての市区町村スポーツ少年団におたずねします】**

問6 事務作業を行っている方は誰ですか。(☑はいくつでも)

1	<input type="checkbox"/>	行政のスポーツ担当者	3	<input type="checkbox"/>	単位団の指導者
2	<input type="checkbox"/>	市区町村体育協会の担当者	4	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

問7 問6で「1. 行政のスポーツ担当者」「2. 市区町村体育協会の担当者」と回答した方におたずね

します。事務作業を担当されている方の雇用形態をお答えください。(☑はいくつでも)

また、事務作業を担当されている方の人数を、雇用形態別にご記入ください。

1	<input type="checkbox"/>	正職員; ( ) 人
2	<input type="checkbox"/>	嘱託職員(契約、臨時含む) ( ) 人
3	<input type="checkbox"/>	アルバイト; ( ) 人
4	<input type="checkbox"/>	その他 ( ) ( ) 人

**【すべての市区町村スポーツ少年団におたずねします】**

問8 貴市区町村スポーツ少年団の役員構成についておたずねします。

役員の役職やお立場で、あてはまるものをお答えください。(☑はいくつでも)  
また、役員の人数を、役職やお立場別にご記入ください。

1	<input type="checkbox"/>	教育委員会関係者；	(		)	人			
2	<input type="checkbox"/>	教育委員会以外の行政関係者	(		)	人			
3	<input type="checkbox"/>	市区町村体育協会関係者；	(		)	人			
4	<input type="checkbox"/>	競技団体関係者；	(		)	人			
5	<input type="checkbox"/>	単位団関係者；	(		)	人			
6	<input type="checkbox"/>	その他	(		)	(		)	人

問9 貴市区町村スポーツ少年団と単位団は、日常的な情報のやり取りをどのような方法で行っていますか。  
(☑はいくつでも)

1	<input type="checkbox"/>	パソコンのメール	5	<input type="checkbox"/>	ホームページ (SNSは除く)		
2	<input type="checkbox"/>	携帯電話のメール	6	<input type="checkbox"/>	電話連絡網		
3	<input type="checkbox"/>	FAX	7	<input type="checkbox"/>	その他 (		)
4	<input type="checkbox"/>	SNSツール (Facebook、ツイッター、LINE等)					

問10 期中に単位団の連絡先の変更があった時、都道府県スポーツ少年団に報告していますか。

(☑はいひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	そのつど報告している		
2	<input type="checkbox"/>	そのつど報告していない (登録更新時にまとめて報告)		
3	<input type="checkbox"/>	その他 (		)

問11 貴市区町村には、スポーツ少年団を社会教育団体として位置づける条例や規則、要綱がありますか。

(☑はいひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	はい	2	<input type="checkbox"/>	いいえ	3	<input type="checkbox"/>	わからない
---	--------------------------	----	---	--------------------------	-----	---	--------------------------	-------



ア. 何によって位置づけられていますか。(☑はいひとつ)

1	<input type="checkbox"/>	条例	2	<input type="checkbox"/>	規則	3	<input type="checkbox"/>	要綱
---	--------------------------	----	---	--------------------------	----	---	--------------------------	----







**【すべての市区町村スポーツ少年団におたずねします】**

問25 都道府県スポーツ少年団との関係における課題があればお書きください。

問26 単位スポーツ少年団との関係における課題があればお書きください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

---

**日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」  
全国市区町村スポーツ少年団実態調査**

2014年3月発行

発行者 公益財団法人日本体育協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 2階

TEL 03-3481-2222 FAX 03-3481-2284

E-mail [jjsa@japan-sports.or.jp](mailto:jjsa@japan-sports.or.jp) URL <http://www.japan-sports.or.jp/>

共同研究：公益財団法人笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail [info@ssf.or.jp](mailto:info@ssf.or.jp) URL <http://www.ssf.or.jp/>

---

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。